

第 1 回西知多医療厚生組合議会定例会

会 議 録

平成 3 1 年 2 月 1 4 日

西知多医療厚生組合議会

平成31年第1回西知多医療厚生組合議会定例会会議録目次

会議録署名議員の指名	5
会期の決定について	6
諸般の報告について	6
一般質問について	6
井上純一議員	6
1 医師の状況について	
2 放射線治療施設増築について	
北川明夫議員	11
1 公設民営方式（DBO方式）によるごみ処理施設整備及び運営事業の 実施について	
竹内慎治議員	19
1 患者に寄り添った診療方針について	
2 病院職員のスキルアップについて	
3 病院の健全経営について	
島崎昭三議員	24
1 医療体制の現況について	
2 改革プランの経営形態の見直し検討状況について	
西知多医療厚生組合事務分掌条例の一部改正について	31
西知多医療厚生組合ごみ処理施設整備・運営事業者選定審査会条例の一部改正に ついて	32
西知多医療厚生組合職員の定数条例の一部改正について	33
西知多医療厚生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	34
西知多医療厚生組合健康増進施設事業特別会計設置に関する条例の制定に ついて	36
平成30年度西知多医療厚生組合一般会計補正予算（第3号）	37
平成30年度西知多医療厚生組合病院事業会計補正予算（第2号）	39
平成31年度西知多医療厚生組合一般会計予算	43

平成31年度西知多医療厚生組合し尿処理事業特別会計予算	47
平成31年度西知多医療厚生組合ごみ処理事業特別会計予算	50
平成31年度西知多医療厚生組合健康増進施設事業特別会計予算	54
平成31年度西知多医療厚生組合看護専門学校事業特別会計予算	56
平成31年度西知多医療厚生組合病院事業会計予算	59

平成31年第1回西知多医療厚生組合議会定例会会議録

1 招集年月日 平成31年2月14日 午後1時30分

2 招集場所 西知多医療厚生組合議場

3 応招議員(14人)

1番 早川直久

8番 竹内慎治

2番 蔵満秀規

9番 古俣泰浩

3番 田中雅章

10番 渡邊眞弓

4番 北川明夫

11番 大村 聡

5番 川崎 一

12番 勝崎泰生

6番 工藤政明

13番 島崎昭三

7番 井上純一

14番 富田一太郎

4 不応招議員 なし

5 開閉の日時

開会 平成31年2月14日 午後1時30分

閉会 平成31年2月14日 午後4時48分

第1日 (2月14日)

1 出席議員 (14人)

1番	早川直久	8番	竹内慎治
2番	蔵満秀規	9番	古俣泰浩
3番	田中雅章	10番	渡邊眞弓
4番	北川明夫	11番	大村 聡
5番	川崎 一	12番	勝崎泰生
6番	工藤政明	13番	島崎昭三
7番	井上純一	14番	冨田一太郎

2 欠席議員 なし

3 地方自治法第292条において準用する同法第121条の規定により説明のため

出席した者の職氏名

管理者	鈴木淳雄	副管理者	宮島壽男
副管理者	佐治錦三	副管理者	鈴木希明

[総務部]

総務部長	矢野明彦	総務課長兼 衛生センター所長	佐々木美喜子
------	------	-------------------	--------

ごみ処理施設建設課長 浅井紀克

[公立西知多総合病院]

公立西知多総合病院長	浅野昌彦	病院事務局長	岡田光史
管理課長	平岩資久		

医事課課長兼 経営戦略室長	杉山誠一	管理課課長兼 人事管理室長	和田真貴
------------------	------	------------------	------

管理課課長兼 健診センター課長	澤田和典	医事課長	守山直宏
--------------------	------	------	------

医療情報課長	山田淳一郎	医療情報課統括主幹兼 診療情報管理室長	小林智里
医事課統括主幹	坪井信治		

[看護専門学校]

看護専門学校長	竹内晴子	庶務課長	前田達郎
---------	------	------	------

4 オブザーバーとして出席した者の職氏名

[東海市]

清掃センター所長 小島 康 弘 健康福祉監 山内 政 信

[知多市]

環境経済部長 早川 毅 健康部長 市田 政 充

5 本会議に職務のため出席した職員の職氏名

事務局 長 林 絵 美 書 記 牧野 達 弘

書 記 都 築 直 孝

6 議事日程

日 程	議案番号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定について
3		諸般の報告について
4		一般質問について
5	1	西知多医療厚生組合事務分掌条例の一部改正について
6	2	西知多医療厚生組合ごみ処理施設整備・運営事業者選定審査会条例の一部改正について
7	3	西知多医療厚生組合職員の定数条例の一部改正について
8	4	西知多医療厚生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
9	5	西知多医療厚生組合健康増進施設事業特別会計設置に関する条例の制定について
10	6	平成30年度西知多医療厚生組合一般会計補正予算（第3号）
11	7	平成30年度西知多医療厚生組合病院事業会計補正予算（第2号）

1 2	8	平成31年度西知多医療厚生組合一般会計予算
1 3	9	平成31年度西知多医療厚生組合し尿処理事業特別会計予算
1 4	1 0	平成31年度西知多医療厚生組合ごみ処理事業特別会計予算
1 5	1 1	平成31年度西知多医療厚生組合健康増進施設事業特別会計予算
1 6	1 2	平成31年度西知多医療厚生組合看護専門学校事業特別会計予算
1 7	1 3	平成31年度西知多医療厚生組合病院事業会計予算

7 会議に付した事件

議事日程に同じである。

(2月14日 午後1時30分 開会)

議長 (富田一太郎)

本日は御多忙の中御参集いただき、大変御苦勞さまでございます。

現在の出席議員は14人でございます。定足数に達しており、会議は成立いたします。

ただいまから、平成31年第1回西知多医療厚生組合議会定例会を開会いたします。

会議に先立ち、管理者から挨拶をいただきます。

管理者 (鈴木淳雄)

皆さん、こんにちは。議長のお許しを得ましたので、開会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

本日は、平成31年第1回西知多医療厚生組合議会定例会の開会をお願いいたしましたところ、御多忙の中御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

本日、御提案いたしておりますのは、「西知多医療厚生組合事務分掌条例の一部改正について」を初め、13件の議案でございます。

何とぞ、十分な御審議をいただき、御議決を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが開会の挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長 (富田一太郎)

ありがとうございました。

それでは、これより会議に入ります。

本日の議事日程につきましては、配付いたしました議事日程表のとおり、進めたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

議長 (富田一太郎)

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第73条の規定により、3番 田中雅章議員、12番 勝崎泰生議員を指名いたします。

議長（富田一太郎）

日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りをいたします。今回の定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって会期は、本日1日と決定いたしました。

議長（富田一太郎）

日程第3「諸般の報告について」を議題といたします。

地方自治法第292条において準用する同法第235条の2第3項及び第199条第9項の規定により、監査委員から議長のもとに、平成30年10月及び11月の例月出納検査結果の報告、並びに、定例監査結果の報告が提出されましたが、お手元にお配りしたとおりでございますので、これをもって報告にかえさせていただきます。

議長（富田一太郎）

日程第4「一般質問について」を議題といたします。

配付いたしました一般質問通告一覧に従い、質問をしていただきます。

なお、質問時間は、質問、答弁、要望を含め、1人30分以内ですので、よろしくお願いいたします。

残り時間の表示につきましては、25分を経過するまでは5分刻みで表示をし、5分を切った時点からは1分刻みで表示をし、残り時間がなくなりますと、卓上ベルでお知らせいたします。

それでは、一般質問に入ります。

7番、井上純一議員の発言を許します。

7番（井上純一）

皆さん、こんにちは。東海市の井上純一です。議長のお許しをいただきましたので、先に通告した順に従い、質問をさせていただきます。

最初に質問事項1、西知多総合病院の「医師の状況について」をお伺いします。

先日市民の方から、ことしの3月に西知多総合病院で消化器系の検査を予定して

いたが、突然検査ができないと断られた。一体どうなってるんだ、との苦情がございました。平成29年度の決算審査でも、開院当初7名いた消化器系医師が、2名となったため、消化器系の延べ患者数が、前年度に比べて外来13.5%減、入院20%減で、病院経営黒字化の足を引っ張っている実態を確認したところでございます。ところがさらに残った2人の医師も、今年度末に退職し、年休消化のために2月から2カ月間消化器系医師が不在となる可能性があるかと聞き及んでおります。

そこでお伺いします。質問要旨1、開院当初は7名いた消化器系医師が、現在2名となり、その2名も3月末で退職すると聞き及んでいるが、今後の医師確保の見通しは、どのようか。

次に、質問事項2、西知多総合病院の放射線治療施設増築について、お伺いします。

来年度から放射線治療施設がいよいよ完成し、いよいよ本格的にがん診療拠点病院として、さらなる質の高いがん医療の提供に、大いに期待が高まっております。しかしながら、幾ら高度な医療機器を導入しても、事実として患者が増え、医療収益が上がり、黒字化が実現できなければ、病院経営は成り立ちません。

現在我が国の病院経営は厳しく、全国の自治体病院は、自治体の繰入金を含めなければ、約9割が赤字経営です。その要因として、医師不足と人件費の増大、診療報酬の伸び悩み、組織のトップは経営のわからない医師のため、マネジメントが欠落していることなどが挙げられます。

確かに公立病院は民間と違い、採算面を度外視しても、市民に高度医療を提供する責務があることは、理解します。しかしだからといって、仕方がないでは済まされません。両市の市民に黒字経営をすることを約束して、この病院をつくったのではないのでしょうか。これ以上市税による赤字補填は、市民の理解を到底得ることはできません。このような厳しい環境の中でも、同じ愛知県下で小牧市民病院や豊橋市民病院は、着実に収益を上げ、健全経営を維持しております。同じ環境のもとで、なぜ西知多総合病院は赤字になるのでしょうか。小牧市や豊橋市にできて、なぜ東海市、知多市にできないのでしょうか。そこで企業経営の観点から、以下2点、お伺いします。

質問要旨1、平成28年5月説明時では、建設工事費等、10億7,600万円、医療機器購入費5億円、合計15億7,600万円。それが平成29年度、予算積

算時に、建設工事費等、14億1,600万円、医療機器購入費、5億円、合計19億1,600万で、建設工事費等が3億4,000万増額になるとの説明を受けてから、その後、医療機器購入費が増額になったが、その理由は何か。また最終的な投資額合計は、どれくらいになるのかお伺いします。

質問要旨2、放射線治療施設の開設による医業収益の増額は、どれくらい見込んでいるのか。またそれは、費用対効果の面から適正と判断しているのか、お伺いして、代表質問を終わります。

管理者（鈴木淳雄）

井上純一議員の御質問に、お答えをさせていただきます。

質問事項1の医師の状況についてでございますが、公立西知多総合病院の医師数につきましては、開院以降、多少の増減はあったものの、現時点では研修医を除いて、減少をしている状況でございます。

特に消化器内科の医師不足は、市民の皆様に御不便、御迷惑をかける状況となっております。

1月には、私も知多市長さんとともに名古屋大学へ訪問をし、消化器内科の新しい教授に面談をして、常勤医師の派遣をお願いしてまいりましたが、着任後間もないこともあり、明確な回答は得られませんでした。引き続き情報収集を行い、早期の医師派遣に向けて、努力をしてまいります。

各質問事項に対する答弁につきましては、院長及び病院事務局長から答えさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

院長（浅野昌彦）

質問事項の1、医師の状況についての1点目、「開院当初7名いた消化器系医師が、現在2名となり、その2名も3月末で退職すると聞き及んでいるが、今後の医師確保の見通しはどうか」でございますが、消化器内科医師は、平成27年5月開院当初7名で開設しました。平成28年7月には6名、平成29年4月には7名、同年7月には6名、同年10月に5名、平成30年4月には4名、同年11月には3名、同年12月に2名と、開業などの事情から退職が相次ぎ、3月末では在籍医師2名も退職予定となっております。

消化器内科疾患は手術適用となる場合も多いため、外科と併せて受診患者数も多く、病院経営に大きな影響が及ぶこととなります。平成30年9月に、名古屋大学

消化器内科の教授選があり、医局人事が停滞しておりましたので、新教授が着任した本年1月、東海・知多両市長とともに面談しました。私からも当院の状況をお伝えし、常勤医派遣について、強く依頼してまいりました。しかしながら現在のところ、後任医師の派遣については、明確になっておりません。大学医局においても医師不足が発生しております。今後の消化器内科の対応としましては、当面消化器疾患に関して、消化器外科医、そして紹介患者におきましては院長、副院長が診療に当たり、また常勤医師の確保を並行して、早急に外来代務医師の派遣についても要請を行ってまいります。早期の診療復帰を目指してまいります。

病院事務局長（岡田光史）

質問事項2「放射線治療施設の増築について」の1点目、「平成29年度予算積算時の説明の後、医療機器購入費が増額になった理由は何か。また最終的な投資額はどれぐらいになるのか」についてでございますが、放射線治療関連機器が増額となったということにつきましては、当院が導入する放射線治療装置は、放射線治療医の派遣元である名古屋市立大学放射線科と協議の上、正常組織のダメージを抑えながら、腫瘍に集中的に高精度の放射線を照射することができ、患者にとって負担が少ない装置である、トモセラピーシステムの導入を計画し、この装置と放射線治療計画用の位置決めCTを合わせて、約5億円と見積もっておりました。しかし購入時には、後継機種が発売開始となったことに伴い、従来機種よりも治療速度が上がり、より多くの患者の治療が可能になること、放射線治療精度がさらに向上していること、また、従来機種の維持に必要なソフトウェア等にかかるサービスが終了するため、10年以上使用する装置として、後継機種に切りかえる必要が生じたことにより、約1億5,000万円の増額となったものでございます。

また、最終的な投資額合計は、医療情報ネットワーク構築並びにその他周辺機器の放射線治療システム及び検診台等什器類の、約9,670万円を合わせ、約21億6,150万円でございます。

次に2点目「放射線治療施設の開設による医業収益の増額をどれぐらい見込んでいるのか。またそれは、費用対効果の面から、適正と判断しているのか」についてでございますが、放射線治療の開始に伴い、初年度は新規外来患者を100人、収益として4,282万円を見込み、3年目には常勤医師2名体制になることで、上位の診療報酬点数が算定できるようになり、4年目以降は新規外来患者が200人

まで増加し、毎年1億5,232万円の収益を見込んでおります。

それに加え、波及効果として、がん治療の入院患者は1日当たり2人増加し、入院収益で4,296万円を見込み、4年目以降は治療による直接的な収益と併せて、年間1億9,528万円の収益増になるものと考えております。

費用対効果の面からは、波及効果を含めて、概ね11年程度で投資が回収できると考えております。最も大きな効果としては、東海・知多両市民が従来の手術、薬物療法に加え、放射線治療を半田市や名古屋市など遠隔地の病院に行かなくても、地域内で受けられること、がんの集学的治療が地域で完結できることと判断しております。

以上でございます。

議長（富田一太郎）

井上議員、再質問または要望がありましたら、発言を許します。

7番（井上純一）

それぞれ御回答、丁寧な御答弁、ありがとうございます。再質問を1点、質問事項2質問要旨2について、お伺いさせていただきます。

今までこの3年間、私もこの西知多総合病院の数字をずっと見させていただきました。自分なりに勉強、いろいろ計算して、見させていただいて、黒字化、どうしたら黒字化ができるんだろうって、自分なりに分析をさせていただきました。3年間ずっと見て、数字だけ見て感じたことは、放射線がん治療が本格的に始まって、そして分娩ができるようになったら黒字になるんだろうな。だからもうちょっと頑張れば黒字になるんだろうなっていうふうに、大きな期待を見ながら、この3年間見させていただきました。

しかしこの数字の実態を見たときに、それは幻想ではないかというふうに感じ出しました。なぜかと言うなら、医業収益の限界があるっていうことが、この数字を見てたらわかったんですね。ということは決められた病床数の中ではできない、医業収益の限界があるっていう。その中で例えば放射線治療、これから始まるんですけども、それに伴って経費も同じように上がっていくわけです。果たしてそれで本当に黒字になるんだろうか。その1点が深く疑問に思っておりますけども、その点いかがでしょうか。

病院事務局長（岡田光史）

放射線治療の黒字化について、お答えをさせていただきます。

放射線治療につきましては、今冒頭で申し上げたように、概ね11年でかかった費用を回収できると見込んでおります。その後、新たな機械の投資とか、施設の増築とかを考える必要がございませんので、その後は放射線治療により、収益が上がるものと見込んでおります。

以上です。

議長（富田一太郎）

井上議員、要望がありましたら、発言を許します。

7番（井上純一）

答弁の趣旨が期待した答弁とは違うので、これは何とも言えないんですけども、要望として、給与費比率がやはり69%で、非常に高い。ほかの病院に比べて。ここをやっぱり、これ下げなきゃいけないと思うんですよ。その下げる努力、今AIとかいろいろIT化とか、いろんな効率化する、いろんな対策が、各病院検討しますので、ぜひ給与費を下げる努力をお願いしたいと思ひまして、一般質問を終わります。

以上です。

議長（富田一太郎）

以上で、7番、井上純一議員の一般質問を終わります。

続きまして、4番北川明夫委員の発言を許します。

4番（北川明夫）

東海市の北川でございます。議長の許しをいただきましたので、通告に従いまして、公設民営方式、DBO方式によるごみ処理施設整備及び運営事業の実施について、一般質問をさせていただきます。

東海市・知多両市は、稼働中の現施設が耐用年数を迎える時期を見据えて、ごみ処理施設統合を進めるため、昨年2月に整備基本計画をまとめて、2023年度の完成を目指して、鋭意準備が進められてまいりました。そして本年1月8日、PFI法の規定に準ずる形で、DBO方式の事業としての実施方針と特定事業の選定結果を合わせて、要求水準書案が公表されたところでございます。いよいよ新ごみ処理施設整備運営事業がスタートいたしました。この事業は市民生活に、1日たりとも欠くことのできないごみ処理を、長期間にわたって安定で安全で実施すると同時

に、施設整備と運営に要するトータル経費をできる限り低減することを目的としております。

落札者の決定から契約締結まで、約1年半。設計・建設に約4年。その後、2044年まで20年。運營業務委託を合わせると、合計25年余に及ぶ事業です。正直申し上げて、私自身2044年を確認することができないんじゃないかと、自分の寿命を思いましてもそう思います。

また事業費限度額としては、今回の予算書の中に約327億円が計上されております。人口約20万人の両市にとって、極めて重い意味のある事業だと考えます。

近年DBO方式によるごみ処理施設は、全国に相当数の実施事例がありまして、それらの実情が大いに参考になるとは思いますが、何と申しましても組合及び両市にとって初めて取り組む事業方式でございますので、今回はDBO方式により、事業推進を図る上での留意点について、公表された実施方針等の具体的な内容について、以下10点お尋ねをいたします。

1点目は、実施方針をお持ちでないかもしれませんが、ページ数では3ページなんですけど、事業期間終了後の措置についてでございますが、事業者に対して30年以上の使用を前提とした設計・建設業務及び運營業務を行うよう求めているにもかかわらず、事業期間を建設後20年としたのはどのような理由からなのでしょうか。

2点目は、実施方針11ページの落札後の手続についてでございますが、複数企業で構成される応募者の中から選ばれた落札者に対して、速やかに特定目的会社、SPCとありますが、設立を義務づけているのはなぜなのか。またSPCへの出資額は幾らを予定しているのか、お伺いをいたします。

3点目は、実施方針、2ページ目と16ページの契約の形態についてです。事業契約は、1. 基本契約。2. 設計・建設工事請負契約。3. 運營業務委託契約の3本に分かれるわけですが、2020年5月以降、組合議会に諮られる仮契約は、どのような内容になるのでしょうか。

次に4点目は、特定事業の選定結果、5ページの、財政負担額の比較です。施設整備と運営が一体となることで、設計・建設費等の削減が期待でき、PFI方式で民間が資金調達するよりも、組合が資金調達するDBO方式のほうが有利だと思います。公表によれば、事業期間を通じた財政負担の縮減割合は、4.9%、金額では13億円と見込まれておりますが、入札結果で拡大する余地は、どの程度あると

考えているのか、伺います。

5点目は、実施方針10ページ目の審査機関についてです。応募者の事業提案を審査し、総合評価一般競争入札で、最優秀提案者を選定するのは、学識経験者4人を含む委員の6人の方々です。各委員は大変重責を、重い責任を負っていただくわけですが、そこで応募者の条件としては、委員が属する企業や委員と人的関係のあるものを制限する一方で、公平な審査を行うため、設置条例に守秘義務の規定を設けた事業者選定審査会が設置されておりますが、委員と応募者のかかわりについて、どのような倫理基準を定めているのか、お伺いをいたします。

6点目は、実施方針7ページの入札参加資格要件中、地域振興に関する部分です。業務の実施に当たっては、両市民の雇用に配慮し、「両市のいずれかに本社のある企業を活用すること」と明記されておりますが、審査事項の中にどのように盛り込む方針なのか。

7点目は、実施方針の12、18ページになります。リスク分担です。組合と事業者のリスク分担を定めて、低廉で質の高いサービス提供を目指すとしておりますが、計画にない修繕、あるいは大幅な物価変動に対しては、どのようにリスク分担をするのか、お伺いをいたします。

8点目は、実施方針12ページの事業の実施状況の監視についてです。DBO方式によりまして、組合の担当職員が半減し、委託期間が長くなるにつれて、組合職員の施設運営のノウハウが十分でない状態のうち、組合側のモニタリングやチェック能力が低下することが懸念されます。そこで、経験豊富な専門家の任期付き職員採用を検討されてはどうか、御提案をしたいと思います、お考えを伺います。

9点目は、実施方針13ページの事業継続が困難となった場合について、です。天災等、不可抗力などにより、事業継続ができない場合は、組合と事業者が協議して、対処することになると思いますが、何せ20年の長い運営期間ですから、事業者側の責任で事業継続ができなくなる事態の発生が、特に心配されます。万が一、事業者が経営破綻によって事業継続が困難となった場合、契約解除や損害賠償請求の権利行使とは別に、ごみ処理業務の遂行をどのように担保されるのか、お伺いをいたします。

最後に10点目は、要求水準書、設計・建設業務編11ページの中に、余熱利用計画がございます。ごみ焼却の熱エネルギーを利用して、蒸気タービンによっ

て、エネルギー回収率17.5%以上の高効率発電を行う計画ですが、ごみ処理施設で消費する電力以外の電気エネルギーは、健康増進施設の運営において、直接利用されるのか、売電による収入を活用するのか。また売電する場合、地元市に供給することは可能なのかどうかをお尋ねいたしまして、第1問を終わります。

管理者（鈴木淳雄）

北川明夫議員の御質問にお答えをさせていただきます。

質問事項1、「公設民営方式によるごみ処理施設整備及び運営事業の実施について」でございますが、西知多クリーンセンターにつきましては、1月に実施方針の公表を行うなど、来年度に実施する事業者の選定に向けて、準備を進めており、併せて環境影響評価の手続を行うなど、平成35年度、2023年度の施設完成に向けた業務を進めているところでございます。

施設の整備に当たりましては、環境の保全に配慮をし、ごみの安全・安定的な処理を行うことを第一に考えて、取り組んでまいります。

各質問事項に対する答弁につきましては、総務部長から答えさせますので、よろしく願いいたします。

総務部長（矢野明彦）

質問事項1「公設民営方式によるごみ処理施設整備及び運営事業の実施について」の1点目、「事業期間を建設後20年間としたのはどのような理由なのか」についてでございますが、西知多クリーンセンターは30年以上の使用を前提としていますが、ごみ処理施設整備基本計画の作成過程において、実施したプラントメーカーへの市場調査において、適切な事業期間に関する質問を実施しており、回答のあった全てのプラントメーカーが、最長で20年間と答えており、20年を超える期間とすることは、応札の可能性が低くなること、また、他自治体の近年の事例においても、建設後20年間が最も採用されていることなどから、本事業における最適な運営に係る事業期間として、20年間を設定したものでございます。

次に2点目「特別目的会社の設立を義務付けるのはなぜか。またSPCへの出資額は、いくらを予定しているのか」についてでございますが、特別目的会社、いわゆるSPCは、西知多クリーンセンターの運営業務のみを実施するため、財政面におけるモニタリングが可能となること、またプラントメーカー等の倒産による事業継続のリスク対応などの観点から、設立を義務付けております。

その出資額につきましては、委託費が支払われるまでの費用を賄う資金となりませんが、当初の運営事業費は、運営事業者により異なります。また、運営開始時は、維持補修にかかる経費が黒字であるため、資金繰りが悪化する可能性は低いと考えます。従いまして、SPCに大きな資本金を設定する出資額は、入札金額に大きく跳ね返りますので、事業者の提案に委ねることを予定しております。

次に3点目、「事業契約は3本に分かれるが、組合議会に諮られる仮契約は、どのような内容なのか」についてでございますが、「西知多医療厚生組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」において、「予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負」の契約は、議会の議決に付すべきとしており、本事業においては、3本の契約のうち、設計・建設工事請負契約が、この条例に該当すると考えております。

その設計・建設工事請負契約の内容は、西知多クリーンセンターの基本設計、実施設計、プラント設備、建築物等の建設等となっており、事業期間は、契約締結後、平成35年度末を予定しております。

次に4点目、「財政負担の縮減割合が入札結果で拡大する余地は、どの程度あるのか」についてでございますが、特定事業の選定における財政負担額の縮減割合につきましては、公設公営方式で実施する場合を基準に、公設民営方式、いわゆるDBO方式で実施する場合における、縮減割合を示しております。その前提条件では、設計・建設工事請負契約及び運營業務委託契約での金額に加え、資金調達にかかる費用等も設定していることから、設計・建設工事請負契約及び運營業務委託契約の入札結果のみで判断できるものではありませんが、競争原理が働き、入札の結果請負金額が下がった場合には、ある程度の縮減割合が拡大する可能性があると考えております。

次に5点目、「事業者選定審査会の委員と応募者の関わりについて、どのような倫理基準を定めているのか」についてでございますが、1月に公表した実施方針の入札参加資格要件において、「事業者選定審査会の委員が、所属する企業又は事業者選定審査会の委員と人的関係のあるものは、応募者となることができない」と定めております。人的関係があることの基準につきましては、事業者選定審査会の委員が、社外役員を含む常勤又は非常勤の取締役、監査役、執行役員、その他全ての役員であること、及び会社更生法又は民事再生法の規定により、選任された管財人

であることに加え、落札者の決定の適正さが阻害されると認められるような場合も、人的関係に含むこととしております。

また、西知多医療厚生組合ごみ処理施設整備・運営事業者選定審査会条例では、審査会委員の守秘義務を規定しており、これらの基準に基づき、公平な審査が確保されるものと考えております。

次に6点目、「両市民の雇用に配慮し、両市のいずれかに本社のある企業を活用することを、審査事項にどのように盛り込むか」についてでございますが、具体的な審査事項につきましては、今後の事業者選定審査会における審議の対象であることから、現時点では具体的な内容は決まっておりません。他自治体の近年の事例におきましては、こうした審査事項について、総合評価を実施する中で、非価格要素の評価項目として位置づけて、事業者の両市民の雇用や、地元企業の活用に関する積極的な提案を求めて、その内容に応じて加点する方法が採用されている場合もございます。このような事例も参考にしながら、入札公告時に公表する入札説明書等に反映してまいりたいと考えております。

次に7点目、「計画にない修繕工事や大幅な物価変動は、どのようにリスク分担するのか」についてでございますが、計画にない修繕工事につきましては、事業者から提出される事業提案書には、施設の安定稼働を前提とし、各事業者のこれまでの実績をもとに作成された修繕計画が含まれており、運営委託にかかる入札金額についても、これに基づき算出されております。

事業提案書は、契約書の一部とされ、事業者は履行義務を負うことから、原則として、計画にない修繕工事はないものと考えておりますが、仮に計画にない修繕工事に発生した場合には、ごみ処理施設としての性能を保証する観点から、事業者の負担において実施するものと考えております。

大幅な物価変動につきましては、実施方針のリスク分担の案において、物価変動リスクは組合が「主」、事業者が「従」としており、具体的には変動前の金額の1,000分の15を超える場合には、金額の変更に応じなければならないと契約書の中で規定する予定でございます。

次に8点目、「モニタリングやチェック能力の低下が懸念されるので、専門家の任期付き職員採用を検討してはどうか」についてでございますが、公設民営方式、いわゆるDBO方式では、公設公営方式と比較して、ごみ処理施設に関する知見を

蓄積することが難しいため、設計・建設の監理のみならず、運営中の監理として、モニタリング等を実施することで、ごみ処理施設に関する知識や経験を蓄積することが重要であると考えております。組合の運営業務の範囲とする最終生成物の資源化などの業務や、運営段階におけるモニタリングを通じて、組合職員が知識や経験を蓄積、継承し、対応することが可能であると考えており、現時点において、任期付き職員の採用は想定しておりませんが、今後、他自治体の先進事例等を参考にしながら検討してまいります。

次に9点目、「運営業務を行う事業者の経営破綻で、ごみ処理業務の遂行をどのように担保するのか」についてでございますが、運営業務において、運営会社等が他事業によって損失等を生じた場合は、本事業のみを実施するSPCは、その損失等による影響を回避できます。また運営会社等の破綻があっても、SPCの株式の譲渡は組合の同意がなければできないと実施方針の中で規定しておりますので、直ちにSPCが破綻して、運営業務の継続が困難となることはないと考えております。

SPCが業務を継続する対応としまして、例えば運営業務を行う事業者の経営破綻により、失業した従業員を新たに雇用して、運営を継続すること。民間の一般廃棄物処理施設に処理を依頼すること。又は、「し尿及びごみ処理相互援助に関する協定書」に基づき、自治体間の相互援助の仕組みの中で、処理を依頼することなどが考えられます。

次に10点目、「発電による電気エネルギーは、直接利用をするのか。売電によるのか。また売電する場合、地元市に供給することは可能なのか」についてでございますが、ごみ処理施設で発生する電気エネルギーの利用方法につきましては、場内で必要な電力を除いた量を、健康増進施設で利活用することとなっておりますが、健康増進施設の詳細な施設内容が、今後の検討事項となっておりますので、直接利用するか売電益を利用するかは、健康増進施設の検討を踏まえて、判断することとなります。

組合から地元市への売電につきましては、現在の制度上、組合と地元市での直接的な売買契約が認められないため、供給することは困難と考えております。

以上でございます。

議長（富田一太郎）

北川議員、再質問または要望がありましたら、発言を許します。

4 番（北川明夫）

それぞれ御丁寧な御答弁ありがとうございました。再質問を2点、させていただきます。

まず6番目の観点、落札者決定基準の中に、地域振興の提案をですね、どう盛り込むかということなのですが、今後の事業者選定審査会で決定をされるということの答弁ございましたが、落札業者との間ではですね、提案内容の実現をどのような方法で担保をしていかれるお考えなのか、お尋ねをいたします。

それから、7点目に関してですが、物価変動リスクは、先ほど1,000分の15という契約約款の基準率を答弁されたわけでございますけれども、これは運營業務委託の20年間を通して、同じ扱いというふうにお考えでいらっしゃるのか。また契約約款の基準率というのは、変更されることもあり得ると思うんですが、そうした場合はどのような取り扱いになるのかをお尋ねいたします。

総務部長（矢野明彦）

御質問の1点目、「地域振興の提案をどのような方法で担保していくのか」についてでございますが、他自治体の事例では、落札事業者と締結する契約の中で、提案書の内容を遵守する項目を設けており、契約書には提案内容のわかる資料を添付しております。これらの事例を参考に、入札公告時までに整理し、契約書の案等において、示してまいりたいと考えております。

御質問の2点目、「物価変動リスクの対応は、20年間を通して同じ扱いか。また基準率に変更された場合」についてでございますが、物価変動リスクは、運營業務委託の20年間、当初に定めた基準率を用いることを想定しております。また将来、実施方針の中で、物価変動リスク対応として記載した「東海市建設工事請負契約約款」の基準率に変更された場合にも、当初に設定した基準率を用いることを想定しております。

以上でございます。

議長（富田一太郎）

北川議員、要望がありましたら発言を許します。

4 番（北川明夫）

要望1点をお願い申し上げます。5点目に関してでございます。先ほど御答弁にもございましたのは、守秘義務規定を設けているとか、あるいは会社との関係の人

的要件について、制限を設けているなどのことをございましたけれども、私、経験者の方々というのは、御案内の非常勤特別職員ということになり、重要な審査に参加をしていただくわけですので、かりそめにも外部のほうから疑念を抱かれることのないように、公平公正な対応を、お願いをしたいと思います。

以上で終わります。

議長（富田一太郎）

以上で4番、北川明夫議員の一般質問を終わります。

続きまして8番、竹内慎治議員の発言を許します。

8番（竹内慎治）

知多市議会、竹内慎治でございます。議長のお許しをいただきましたので、先の通告に基づきまして、御質問等をさせていただきます。

先ほど井上議員からありましたが、自治体が抱える公立病院の経営は、非常に問題が多い点が、顕著にわかるわけでございます。現在、私たちの公立西知多総合病院についても、収益、運営方法等、まさにその真っ只中にあると私も感じております。議会でも様々な取り組みについて、説明はあるものの、至ってその効果が実感できるものではありません。

また最近、現在の公立西知多総合病院に対する不満の声が、私のところにも寄せられております。市民病院という位置づけでのものと思われませんが、多くは患者の希望の診療が受けづらい。待ち時間が長い。治療の説明がわかりづらい。交通手段が不便。毎年赤字補填をしているようだが、このままずっと続くのか、などございます。

そこで、今回は収益のほうに重きを置いて、公立西知多総合病院の運営、経営の現在の状況、方針について、3点お伺いをいたします。

1点目として、患者に寄り添った診療方針について、患者の声の反映方法及び問題点の対策方針について。

2点目として、病院職員のスキルアップについて、研修を受ける職員への補助とその後の待遇について。

3点目として、病院の健全経営について、健全経営に向けての取組項目と、その達成内容について、伺います。

管理者（鈴木淳雄）

竹内慎治議員の御質問にお答えをさせていただきます。

質問事項1の「患者に寄り添った診療方針について」でございますが、公立西知多総合病院は、昨年11月に地域医療支援病院の承認を得て、運用を始め、地域の医療機関との連携を深めながら、住民への質の高い急性期医療の提供に取り組んでおります。また、基本理念でも定めております、地域の皆さんとともに育む、心のこもった温かい病院を目指すために、患者対応など、接遇力向上に積極的に取り組んでまいります。

各質問事項に対する答弁につきまして、事務局長から答えさせますので、よろしくお願いいたします。

病院事務局長（岡田光史）

質問事項1、「患者に寄り添った診療方針について」の1点目、「患者の声の反映方法及び問題点の対策方針について」でございますが、当院では総合受付や救急受付、各病棟デイルームに御意見箱を設置し、患者・家族の意見や要望を収集し、院内サービス等の改善を行っております。御意見箱に入れられた意見等は、原則として平日の毎日回収し、その中でもクレームや施設面の不具合など、速やかな対応が必要な案件については、迅速な改善を図っております。その他については、関係所管へ問い合わせし、回答を毎月ホスピタリティ向上小委員会で取りまとめ、内容を確認し、検討の上、上部の委員会及び幹部会議に報告の後、毎月末の全所属長が出席する管理会議で、病院全職員に向けて周知するとともに、院内掲示によって、患者さんにも御意見と回答、対応・改善状況などをお伝えすることで、苦情案件等の再発防止を図っております。

また当院は、患者サポートセンターを設置しており、退院後の患者さんや日常生活動作の機能が低下した患者さん、経過観察のみで手術など早急な治療を要しない患者さんが、必要な医療やサービスを受けながら、安心して生活できるように、在宅療養担当医や介護サービス事業者などと連携して、支援を行い、御本人や御家族の負担軽減に取り組んでおります。

当院は高度急性期及び急性期の医療を担うことを役割とする病院ではありますが、回復期・慢性期を担う医療機関や地域の診療所との連携のもと、市民から信頼され、親しまれる病院となるよう、たゆまぬ努力を続けてまいります。

質問事項2、「病院職員のスキルアップ」についての1点目。「研修を受ける職

員への補助と、その後の待遇について」でございますが、研修は、基本的にその職務における知識の習得を目的とするものでありますので、その内容が基礎的なものであるか、高度に専門的なものであるかにかかわらず、また資格の取得であるか、単なる知識の習得であるかを問わず、全て病院事業会計より研修旅費・参加負担金等を支出して、研修派遣を実施しております。

次に、スキルアップ後の待遇につきましては、厚生労働省告示により、資格名称の広告が可能とされている資格を取得した場合については、特殊勤務手当条例に定める資格手当の支給対象とし、その他の場合については、スキルアップの結果として、病院経営改善や、他の職種の業務負担軽減への著しい効果が認められるときに、人事評価上の加点要素として、定期昇給等に反映しております。

なお、職員のスキルアップによる直接的な増収効果があるものとして、診療報酬上の施設基準加算要件となっている資格取得で、例えば認定看護師資格や、特定の看護研修は、看護領域ごとの多岐にわたって、加算要件となっております。また診療報酬の改定等に際して、職員のスキルアップによって、取得可能な施設基準等の加算項目が追加された場合には、研修体制を整え、積極的に対応をしております。

今後も当院における医療全体の品質向上を図り、安心・安全な医療の提供を確保するため、職員個々のスキルアップへの取り組みを推進しております。

質問事項3、「病院の健全経営について」の1点目、「健全経営に向けての取組項目とその達成内容について」でございますが、入院患者数の増及び各種施設基準取得などによる診療単価の向上による収益増に取り組むとともに、材料費等を始めとする経費削減に取り組んでおります。

収益面では、入院患者数の増に必要となる医師確保が課題であり、特に分娩におきましては、産婦人科医及び小児科医の増員派遣をお願いしているところでございます。また消化器内科におきましても、在籍医師2名が3月末で退職予定のため、産婦人科、小児科と同様に、後任医師派遣をお願いしております。

次に診療単価の向上につきましては、医事専門職員により精査を行い、平成30年12月から「12対1看護職員夜間配置加算2」の施設基準を新規に取得し、年間2,000万円の増収効果を見込んでおります。

なお、平成31年度には、さらに上位の施設基準である、「12対1看護職員夜間配置加算1」及び「20対1医師事務作業補助体制加算」により、4,170万

円の増収を見込んでおります。材料費等の費用面では、納入業者との価格交渉により、医薬品費及び診療材料費で、今年度約3,000万円の費用削減効果を見込んでおります。今後も質の高い医療提供体制を維持しつつ、病院経営の健全化に努めてまいります。

以上でございます。

議長（富田一太郎）

竹内議員、再質問または要望がありましたら、発言を許します。

8番（竹内議員）

大変細かな説明をありがとうございました。再質問3点、お願いをいたします。

1点目は、質問事項1、患者に寄り添った診療方針についての、質問要旨（1）患者の声の反映方法及び問題点の対策方針についての中で、御意見箱以外の意見及び院内サービス等の改善策の検討内容と成果について。

2点目は、質問事項3、病院の健全経営についての質問要旨（1）健全経営に向けての取り組み項目とその達成内容についての中で、今後導入できそうな加算基準及び機能評価係数Ⅱを上げる取り組みは何かあるのか。

3点目は、がんの3大治療ができるようになり、患者数の増加見込みはどうなっているか。

よろしくお願ひいたします。

病院事務局長（岡田光史）

再質問の1点目、「御意見箱以外の意見及び院内サービス等の改善策の検討内容と成果について」でございますが、御意見箱以外の意見については、患者満足度調査アンケートを、入院患者・外来患者・健診センター受診者に、年2回実施し、患者対応について、診療説明について、などの項目の各質問について回答をいただき、受付から診療までの待ち時間については、若干の改善が見られたなどの結果を、ホームページに公表しております。

院内サービス等の改善といたしましては、御意見の多かった接遇に関することについては、全職員を対象とした接遇研修会の開催、接遇強化週間として、挨拶運動の実施、各部署に接遇リーダーを配置し、挨拶・言葉遣いのチェックリスト作成とトレーニング活動の実施などを行い、接遇力向上に積極的に取り組んだところでございます。

その他、精算後に荷物整理ができるカウンターの設置や、子供用ベビーカーの貸し出しを行っていることについての、わかりやすい案内表示を行うなど、院内サービスの改善に向けた対応を行っております。

今後も患者満足度の向上や院内サービス等の改善に、職員一丸となって努力してまいります。

再質問の2点目、「今後導入できそうな加算基準及び機能評価係数Ⅱを上げる取り組み」についてでございますが、分娩を開始すれば、実施件数により総合入院体制加算の届出が可能となり、年間7,200万円、小児科の常勤医師が1名確保できれば、小児入院医療管理料の届出が可能となり、年間5,200万円、夜勤帯に勤務する看護補助者を10名以上確保できれば、25対1急性期看護補助体制加算の届出が可能となり、年間9,000万円の増収を見込むものでございます。また、機能評価係数Ⅱは、主に効率改善等へのインセンティブ及び地域における役割や機能を評価したもので、保険診療係数、効率性係数、複雑性係数、カバー率係数、救急医療係数、地域医療係数の6項目で構成されておりますが、今後クリニカルパスなどを活用した、適正な在院日数の見直しによる効率性係数のアップ、放射線治療の実績によって、愛知県がん診療拠点病院の承認を受けることによる、地域医療係数のアップに向けて、取り組んでまいります。

なお、がん診療拠点病院に向けての準備として、診療録管理体制加算Ⅰのために配置しております診療情報管理士により、適切な診療記録の管理や、がん登録を行っております。

3点目、「がんの3大治療ができるようになり、患者数増加の見込みについて」でございますが、放射線治療で当院から他医療機関に紹介している患者数は、平成28年度100人、平成29年度101人、平成30年度は4月から12月で、81人の実績で、新規を含めた患者数は、年間150人で見込んでおります。また、波及効果として、がん治療の入院1日2人の増加を見込むものでございます。

以上でございます。

議長（富田一太郎）

竹内議員、要望がありましたら、発言を許します。

8番（竹内慎治）

様々な加算等の努力をされてるということでございまして、そういったところで

ぜひ今後ともお願いしたいと思います。地域医療としての本病院の役割は、急性期医療ということで、御説明を受けております。ただ現施設運営の資金の主体は、両市の予算による税を使った通称市民病院でもあると思います。また病院経営についても、マスメディアによく取り上げられている健全経営の病院には、患者ファーストの様々な趣向を凝らしたサービスがあったり、最先端の治療が確実に受けられる各診療科のスキルアップによる診療体制の充実など、経営努力があります。

医業収益のうちの診療収益以外に、様々な設備、人員の配置による診療報酬加算をより多く取得することを目指していただきまして、施設の整備、職員のスキルアップに努められ、何よりも患者や家族に信頼される、文字どおり地域の病院としての、今後ますます努力されますことを要望いたします。

以上です。

議長（富田一太郎）

以上で、8番竹内慎治議員の一般質問を終わります。

続きまして、13番、島崎昭三議員の発言を許します。

13番（島崎昭三）

それでは通告に従いまして、1番目に医療体制の現況について、2番目に改革プランの経営形態の見直し検討状況について、お伺いをいたします。

「県内病院23%で、診療制限、愛知県健康福祉部調査、医師不足解消見通せず」という中日新聞の、昨年12月11日の県内版報道を注視をいたしました。調査は毎年6月末の診療制限状況や、診療科別等を分析して、公表しているものでございまして、県内にある全325病院のうち、23.1%に当たる75病院が、医師不足により診療科の休止や、時間外救急患者の受け入れ制限などの診療制限を実施している。調査開始の2007年度は、62病院であったものが、年々増え続け、深刻な状況が続いている、との報道でございました。

2次医療圏別では、診療制限のある病院の割合は、知多半島は、東三河北部に次ぐ36.8%と高く、診療科別では産婦人科が最も多く、産婦人科のある60病院中9病院、約15%が分娩対応の休止をしているとのこととございます。県立や市町村立などの公的医療機関では、全45病院中29病院、64.4%が、何らかの診療制限が行われており、医療法人設置の病院、12.5%や、大学・企業設置の病院、35.4%に比べ、著しく高くなっています。

これに加えて、2月9日号の週刊東洋経済では、「病院が消える。深刻さを増す赤字経営」という特集が組まれております。この内容には、「医は仁術というが、経営が安定しないと、医療の質は保てない。人口減少、コスト上昇で、病院の大再編が迫っている。病院経営の5重苦として、1つ目に医師不足と人件費増。2つ目に消費増税がコスト化。3つ目に診療報酬が伸びずに、収益力の低下。4つ目に、マネジメントの不在。5つ目に患者減少で、競争激化が示されている。また病院常勤医師数が不足している地域として、2018年3月時点の医療圏ごとの人口10万人当たりの医師数を偏差値化したものは、全国平均の50に対して、残念ながら知多半島医療圏の5市5町は、42であり、医療資源が平均に比し、かなり低く、乖離していることが伺える」という内容でございます。

このような状況を踏まえまして、近隣では半田市立病院と常滑市民病院が、病院経営統合で調印をしたり、あるいは碧南市民病院と西尾市民病院は、今後のあり方に関する協議が始まったという報道も聞いているところでございます。市民は自分の病院で、しかも身近な総合病院であり、安心して受診が可能である公立西知多総合病院への期待は高いなど、課題が多岐にわたる事情がございます。この調査では、病院名が公表されていないことから、西知多総合病院の実態について、改めてお聞きをするものでございます。

先の定例会での一般質問の回答は、平成30年度当初は、常勤医師は71名（歯科医を除く）で、産婦人科医、小児科医、消化器内科医、神経内科医などで、勤務医不足が、また10月1日では、常勤医師が67人、これも歯科医師を除くでございますけれども、退職医師の後任人事を、大学医局に派遣依頼を要請しているとのことでした。

そこで、1番目に、医療体制の現況について、1点目は現状の医師数について。2点目は、診療制限を行っている診療科について。3点目には、今後の医師確保について、お聞きをいたします。

2番目は、改革プランの経営形態の見直し検討状況についてでございます。

病院経営も一般企業と同じように、ビジネス感覚が求められる時代になってきております。この地域の医療ニーズを敏感にくみ取り、地域マーケットの変化に対応することが、病院の持続性を高めると言われております。また、データの活用や経営を担う人材の育成により、経営改善に取り組んでいる病院も存在しております。

先ほどの週刊東洋経済では、自治体病院2016年度の内部留保、いわゆる利益剰余金が多いベスト100のトップには、岐阜県の大垣市民病院、県内では小牧市民病院、公立陶生病院、豊橋市民病院、みよし市民病院が、紹介をされております。バランスシートなど、詳細な財政指標を知り得ませんが、近くには今申し上げました病院のお手本となるだろう公立病院が存在をしております。決して経営最優先ではありませんが、調査・研究に値するものと考えております。

さて、公立西知多総合病院の経営は、地方公営企業法の一部適用において運営をしております。改革プランは、開院して間もないことから、まずは病院運営の安定化を優先することとし、当面は地方公営企業法の一部適用において、経営の健全化に取り組むとしております。

しかし前年度に引き続き、医師不足を要因とする診療科の制限等による医業収益の減に伴い、台所は大変逼迫してきております。改革プランの最終年度には黒字化を目指すロードマップに対して、V字回復は大変厳しくなり、赤信号が灯りつつあると想定せざるを得ない、大変残念な状況と考えております。

そこで、経営形態の見直しについて、お聞きをいたします。

管理者（鈴木淳雄）

島崎昭三議員の御質問に、お答えをさせていただきます。

質問事項1点目の「医療体制の現況について」でございますが、西知多総合病院は、開設以来概ね4年が経過をし、医師不足が続いており、医師の確保が難しいものとなっております。医師の確保につきましては、大学医局での派遣医師数が限られておりますが、院長とともに医師に選ばれる病院づくりを行い、大学医局に様々な角度からアピールしながら、戦略をもって、できるだけ早く医師の確保を図っていきたいと考えております。

各質問事項に対する答弁につきましては、院長及び病院事務局長から答えさせていただきますので、よろしく願いいたします。

院長（浅野昌彦）

質問事項1「医療体制の現況について」の1点目、「現状の医師数」でございますが、本年2月1日現在の常勤医師72名、非常勤医師90名でございます。常勤医師の内訳といたしましては、内科系では一般内科2名で、うち1名は健診従事、呼吸器内科4名、消化器内科2名、循環器内科6名、腎臓内科3名、内分泌・代謝

内科5名、小児科2名、外科系では、外科10名、脳神経外科4名、整形外科6名、皮膚科2名、泌尿器科2名、産婦人科3名、眼科3名、耳鼻咽喉科2名、リハビリテーション科1名、放射線科2名、病理診断科2名、歯科口腔外科3名、救急科3名、麻酔科2名、健診科3名でございます。また、研修医は、初期臨床研修医が12名という状況でございます。

次に2点目、「医療制限を行っている診療科について」でございますが、神経内科につきましては、残念ながら昨年4月から常勤医不在のため、入院治療を受け入れることができておりません。しかしながら、神経内科外来は代務によって毎日診療を行っております。

消化器内科につきましては、今月初めから常勤医不在となりました。そのため消化器疾患の診療は、消化器外科医が行っております。また近隣医療機関からの消化器内科紹介患者におきましては、消化器外科である私院長と副院長が、紹介患者の対応を行っております。しかし吐下血等緊急措置を必要とする患者は、本院では対応困難でありますので、このような本院で治療できない患者さんに関しましては、他院へ紹介しております。また近隣消防本部にも、緊急対応に制限があることをお伝えし、救急車の他院への搬送をお願いしております。

また産婦人科では、開院以来体制が整っていないため、分娩の取り扱いができず、婦人科のみの診療となっております。

次に3点目「今後の医師確保について」でございますが、現在一般内科、呼吸器内科、消化器内科、神経内科、小児科、産婦人科、救急科、麻酔科などの診療科で医師不足が続いております。特に神経内科は、常勤医師不在が1年続いているほか、消化器内科医師は3月末で2名とも退職予定となり、現時点では大学からの医師派遣は未定となっております。

医師確保に向けては、東海・知多両市長とともに、1月に名古屋大学消化器内科の新教授に派遣をお願いしてきましたのを始め、懸案となっております分娩を開始するため、やはり1月、東海・知多両市長とともに、名古屋大学産婦人科・小児科の教授に面談し、常勤医の派遣を重ねて依頼しているところでございます。しかし、産婦人科・小児科医局とも、医局員が少なく、医療事故を防ぐために、医師の集約化を図っており、派遣が難しい状況とのことです。今後とも副院長や各診療科の責任医師と綿密に連携しながら、大学医局への働きかけを行っていくとともに、医

師の派遣先として希望してもらえるような、魅力ある病院づくりに全力を挙げて、努力してまいります。

また大学医局人事として、交代医師が派遣される条件の1つに、後期研修医が大学医局に入局することがございます。今後初期臨床研修医が、後期研修医として当院に残ってくれるように、厚労省の定めるところの臨床研修指導医講習会修了者を増員すること、また、研修医の相談役であるチューター制度を強化していくことで、研修医に対する指導体制を強化してまいりたいと思います。

そのほか、大学医局に所属しない医師の公募や、院内保育所の設置、女性医師の短時間勤務にも柔軟に対応しております。このような待遇面にも十分配慮しているということをアピールして、医師の確保に努めてまいります。

病院事務局長（岡田光史）

質問事項2「改革プランの経営形態の見直し検討状況について」の1点目、「経営形態の見直し検討について」でございますが、改革プランでは、今後の方向性として、当面の間は現状の地方公営企業法一部適用のもと、病院経営の健全化に取り組むとし、今後本計画の達成に当たって、経営形態の見直しが必要となった場合、院内及び関係各所と当院に最も適した経営形態の検討を行うこととしております。検討すべき経営形態としては、現状の地方公営企業法の一部適用、地方公営企業法全部適用、一般地方独立行政法人、指定管理者制度などがありますが、現状の厳しい経営状況から、当面は地方公営企業法一部適用を継続しつつ、経営形態の見直しを考える時期との認識をしております。今後病院経営に精通した外部人材の登用を図り、目指すべき具体的な経営形態について、早急に各制度適用による有効性の調査研究に努めてまいります。

以上でございます。

13番（島崎昭三）

それでは再質問をお願いします。

まず1番目の医療体制の状況についての2点目ですけれども、現在診療制限を行っている診療科につきましては、神経内科、消化器内科、産婦人科との答弁でございました。これらの診療科や常勤医師が不足している診療科におきましては、90名という多くの非常勤医師に依存しながら、診療を行っているということでございますけれども、それぞれの診療科を受診する患者さんへの対応等は、どのようにな

っているのか、お聞きをいたします。

次に、1番目の3点目の今後の医師の確保の関係でありますけれども、改革プランの医師確保の成果指標におきましては、平成30年度81人、平成31年度は放射線治療の開始に伴い、プラス2名の83名としていると思っておりますけれども、改めて医師確保の見通しについて、お聞きをいたします。

院長（浅野昌彦）

再質問の1点目、「診療制限を行っている神経内科、消化器内科、産婦人科で、それぞれの診療科を受診する患者への対応はどうなっているのか」ということでございますが、神経内科につきましては、昨年4月から非常勤医師による外来診療、当初は火曜日以外の毎日で行ってございましたが、平成30年6月以降は、毎日神経内科外来診療を行っております。神経内科疾患による入院適応患者は、主に中部労災病院、大同病院に入院をお願いしております。

消化器内科につきましては、近隣医療機関からの紹介患者に関しましては、消化器外科医である私と副院長が診療を行っておりますが、主に胃がん、大腸がん、すい臓がんなどの消化器がんの診断治療、そして急性胆のう炎、急性虫垂炎、腸閉そくなどの急性腹症、こういった疾患に関しては、消化器外科が診断、入院治療を行っております。ただし、先ほど御説明したとおり、吐下血等出血、消化管出血のある患者さんに対しては、緊急対応が必要です。日中であれば、代務医師による処置が可能であります。夜間・緊急、24時間問わずにそのような患者が発生して参りますので、残念ながら患者安全を考えると、そのような緊急対応が必要な患者さんに対しては、対応が困難であります。来院された患者さんには御説明をして、近隣の消化器内科担当の病院、主に大同病院、市立半田病院に紹介をしております。

産婦人科につきましては、現在婦人科疾患に関しては、全てがんを含めて診療を行っておりますが、残念ながら分娩の対応ができていません。これに関しましては、初診時に患者さんに説明をして、他の医療機関で受診をしてもらいます。

2点目「放射線治療医の医師確保の見通し」につきましては、4月から非常勤医師2名で、診療を開始いたします。そして症例数に応じて、うち1名が常勤に変更されるということを、派遣元の名古屋市立大学医局からは聞いております。

また神経内科、消化器内科におきましては、まだ派遣は聞いておりませんので、これからも医師派遣を要望してまいります。

あと、産婦人科、小児科におきましては、分娩対応ができるように、増員派遣をこれからも精力的に医局に働きかけてまいります。

議長（富田一太郎）

島崎議員、要望がありましたら、発言を許します。

13番（島崎昭三）

それぞれに答弁いただきまして、ありがとうございました。

要望を申し上げます。現在の病院経営は、私の計算ですけれども、14名の常勤医師不足によりまして、入院患者に対応できずに、最も大きな収入である医業収益の入院収益が改善しない要因となっていると考えております。

病院の安定経営を図るには、常勤医師の確保が、喫緊の命題であることから、院長を始め、両市長による大学医局に訪問し、常勤医師派遣を重ねて依頼しているとの答弁でございました。私もそうですが、病院経営に関わる管理者、病院長を始めとする全ての皆さんが、思いどおりにことが運ばず、もどかしい、いわゆる隔靴搔痒の気持ちだと考えております。私が今さら言うまでもなく、知多・東海の市民病院を統合したこの病院のコンセプトは、診療体制を整わせ、地域の中核病院として、急性期医療にも対応し、両市民に対する安心・安全な医療を、継続的に提供することです。そのためには一刻も早く、狂瀾を既倒に廻らすことが、喫緊の大きな課題でもございます。このままでは病院自体が医師不足解消という、当初の目的を果たすことができないのではないかという杞憂を抱くのは、私だけではないと思っております。

立春を過ぎて、少しずつ春らしくなってきました。四季のめぐりは、多少遅いこと、早いことはございますが、寒い冬の後には必ず暖かい春がやってまいります。しかし病院経営は、手をこまねいていたのでは、季節と同じように、一陽来復といったわけにはいきません。市民が真に安心して、来院できることはもちろん、病院に関わる全ての人々が、得心できる体制の構築を図っていただくことを、強く要望して、一般質問を終わります。

議長（富田一太郎）

以上で、13番、島崎昭三議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして、一般質問を終わります。

ここでお諮りをいたします。この際暫時休憩にいたしたいと存じます。御異議ご

ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

それではただいまより、午後3時まで約10分間、休憩といたします。

(休憩 午後2時50分)

(再開 午後3時00分)

議長（富田一太郎）

では休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

日程第5、議案第1号「西知多医療厚生組合事務分掌条例の一部改正について」を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を願います。

総務部長（矢野明彦）

ただいま上程されました議案第1号「西知多医療厚生組合事務分掌条例の一部改正について」につきまして、御説明申し上げます。

提案理由といたしましては、健康増進施設事業を、組合が実施することに伴い、分掌事務の整理をするため、改正するものでございます。

なお、詳細につきましては、総務課長から御説明申し上げます。

総務課長（佐々木美喜子）

議案第1号「西知多医療厚生組合事務分掌条例の一部改正について」の内容につきましては、参考資料の新旧対照表により、御説明申し上げます。

改正点といたしましては、分掌事務の概目の追加で、第2条に新たに第7号として「健康増進施設の建設に関すること」を追加するものでございます。附則は施行期日で、この条例は平成31年4月1日から施行するものです。

説明は以上でございます。よろしく御審議いただきますよう、お願い申し上げます。

議長（富田一太郎）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第1号「西知多医療厚生組合事務分掌条例の一部改正について」、原案に賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（富田一太郎）

日程第6、議案第2号「西知多医療厚生組合ごみ処理施設整備・運営事業者選定審査会条例の一部改正について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を願います。

総務部長（矢野明彦）

ただいま上程されました議案第2号「西知多医療厚生組合ごみ処理施設整備・運営事業者選定審査会条例の一部改正について」につきまして、御説明申し上げます。

提案理由といたしましては、健康増進施設事業を組合が実施することに伴う、組織改正による課名変更により、改正するものでございます。

なお、詳細につきましては、ごみ処理施設建設課長から御説明申し上げます。

ごみ処理施設建設課長（浅井紀克）

議案第2号「西知多医療厚生組合ごみ処理施設整備・運営事業者選定審査会条例の一部改正について」の内容につきまして、参考資料の新旧対照表により、御説明申し上げます。

改正点といたしましては、組織改正による課名変更により、第11条中のごみ処理施設建設課を、建設課に改めるものでございます。附則は施行期日で、この条例は平成31年4月1日から施行するものです。

説明は以上でございます。よろしく御審議いただきますよう、よろしく願い申し上げます。

議長（富田一太郎）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第2号「西知多医療厚生組合ごみ処理施設整備・運営事業者選定審査会条例の一部改正について」、原案に賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（富田一太郎）

日程第7、議案第3号「西知多医療厚生組合職員の定数条例の一部改正について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を願います。

総務部長（矢野明彦）

ただいま上程されました議案第3号「西知多医療厚生組合職員の定数条例の一部改正について」につきまして、御説明申し上げます。

提案理由といたしましては、健康増進施設事業を組合が実施することに伴い、管理者の事務部局の職員の定数を改定するため、改正するものでございます。

なお、詳細につきましては、総務課長から御説明申し上げます。

総務課長（佐々木美喜子）

議案第3号「西知多医療厚生組合職員の定数条例の一部改正について」の内容につきましては、参考資料の新旧対照表により、御説明申し上げます。

改正点といたしましては、管理者の事務部局の職員の増員で、現行の28人を30人に改めるものでございます。附則は施行期日で、この条例は平成31年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議いただきますよう、お願い申し上げます。

す。

議長（富田一太郎）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第3号「西知多医療厚生組合職員の定数条例の一部改正について」、原案に賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（富田一太郎）

日程第8、議案第4号「西知多医療厚生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を願います。

総務部長（矢野明彦）

ただいま上程されました議案第4号「西知多医療厚生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」につきまして、御説明申し上げます。

提案理由といたしましては、人事院勧告及び国等の情勢を考慮し、超過勤務命令を行うことができる上限を定めるため、改正するものでございます。

なお、詳細につきましては、総務課長から御説明申し上げます。

総務課長（佐々木美喜子）

議案第4号「西知多医療厚生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」の内容につきましては、参考資料の新旧対照表により、御説明申し上げます。

第8条の改正は、正規の勤務時間以外の時間における勤務について、第1項及び

第2項に規定するもののほか、必要な事項は規則で定めることとする規定を追加するものでございます。附則は施行期日で、この条例は平成31年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議いただきますよう、お願い申し上げます。

議長（富田一太郎）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

13番（島崎昭三）

2点、お願いします。

1点目は関連して、質問でございますけれども、平成30年度実績の時間外勤務の職種別平均時間について、医師・看護師・医療技術職・事務職別で、お願いをいたします。

2点目は、規則で定める具体的な内容について、お伺いをいたします。

総務課長（佐々木美喜子）

御質問の1点目「時間外勤務の職種別平均時間の実績について」でございますが、12月までの実績で、医師1人当たり月平均40.7時間、看護職7.4時間、医療技術職23.9時間、事務職25.1時間でございます。

御質問の2点目、「規則で定める具体的な内容について」でございますが、2月1日付で総務省から人事院規則の一部改正等について通知があり、超過勤務命令を行うことができる上限を、原則1カ月について、45時間かつ1年について360時間等と定めることが示されました。この人事院規則の一部改正を踏まえて、規則の改正を行う予定であります。具体的な規則改正の例示等、県や両市からの情報収集を行いながら、条例と合わせて平成31年4月1日施行となるよう、進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（富田一太郎）

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第4号「西知多医療厚生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」、原案に賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（富田一太郎）

日程第9、議案第5号「西知多医療厚生組合健康増進施設事業特別会計設置に関する条例の制定について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を願います。

総務部長（矢野明彦）

ただいま上程されました議案第5号「西知多医療厚生組合健康増進施設事業特別会計設置に関する条例の制定について」につきまして、御説明申し上げます。

提案理由といたしましては、地方自治法第292条において準用する同法第209条第2項の規定に基づき、健康増進施設事業特別会計の設置に関し、必要な事項を定めるため、制定するものでございます。

なお、詳細につきましては、総務課長から御説明申し上げます。

総務課長（佐々木美喜子）

議案第5号「西知多医療厚生組合健康増進施設事業特別会計設置に関する条例の制定について」の内容につきまして、御説明申し上げます。

資料の2枚目、条例案をご覧ください。

第1条は、趣旨規定でございます。

第2条は、設置に関する規定で、健康増進施設事業に関する経理を明確にし、その円滑な運営を図るため、健康増進施設事業特別会計を設置するものでございます。

第3条は、歳入及び歳出に関する規定で、一般会計繰入金、繰越金、その他の収入をもって歳入とし、健康増進施設事業に要する費用その他の支出をもって、歳出とするものでございます。

附則は施行期日で、この条例は平成31年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますよう、お願い申し上げます。

議長（富田一太郎）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第5号「西知多医療厚生組合健康増進施設事業特別会計設置に関する条例の制定について」、原案に賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（富田一太郎）

日程第10、議案第6号「平成30年度西知多医療厚生組合一般会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を願います。

総務部長（矢野明彦）

ただいま上程されました議案第6号「平成30年度西知多医療厚生組合一般会計補正予算（第3号）」につきまして、御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ10億7,368万4,000円増額し、補正後の額を35億9,434万8,000円にするものでございます。

なお、詳細につきましては、総務課長から御説明申し上げます。

総務課長（佐々木美喜子）

議案第6号「平成30年度西知多医療厚生組合一般会計補正予算（第3号）」の詳細につきましては、4ページ5ページをお願いいたします。

2の歳入から御説明申し上げます。

1款1項1目、負担金につきまして、病院事業会計負担金として、東海市から6億6,031万6,000円、知多市から4億1,336万8,000円、合計10億7,368万4,000円を増額するものでございます。

続きまして、3の歳出について、御説明申し上げます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の繰出金につきまして、病院事業会計繰出金として、10億7,368万4,000円を増額するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますよう、お願い申し上げます。

議長（富田一太郎）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

7番（井上純一）

5ページですね。病院事業会計繰出金、10億7,368万4,000円とありますが、今年度のこれで最終的に病院事業会計の繰出金の合計額は幾らになるか、お伺いします。

総務課長（佐々木美喜子）

御質問の「今年度の病院事業会計繰出金の合計額について」でございますが、一般会計から病院事業会計への繰出金合計額は、31億6,600万円でございます。

なお、その繰出金に充当するための両市からの負担金の内訳は、東海市から19億5,854万7,189円、知多市から12億745万2,811円でございます。

以上でございます。

議長（富田一太郎）

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第6号「平成30年度西知多医療厚生組合一般会計補正予算(第3号)」について、原案に賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長(富田一太郎)

日程第11、議案第7号「平成30年度西知多医療厚生組合病院事業会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を願います。

病院事務局長(岡田光史)

ただいま上程されました議案第7号「平成30年度西知多医療厚生組合病院事業会計補正予算(第2号)」について、御説明申し上げます。

第2条、収益的収入、第1款、病院事業収益、第1項、医業収益、116億2,261万円から、補正予定額10億7,368万4,000円を減額し、105億4,892万6,000円とし、第2項医業外収益、17億6,558万6,000円に補正予定額10億7,368万4,000円を加え、28億3,927万円とするものでございます。

第3条は、一般会計から受ける補助金を、4億7,530万円から15億4,898万4,000円に改めるものでございます。

なお、詳細につきましては、管理課長から御説明申し上げます。

管理課長(平岩資久)

平成30年度西知多医療厚生組合病院事業会計補正予算(第2号)の補足説明をさせていただきます。2ページをお願いいたします。

中ほどの表、平成30年度西知多医療厚生組合病院事業会計補正予定額明細書でございますが、収益的収入及び支出につきまして、収入の第1款、病院事業収益では、当初の入院収益を患者1人1日当たりの単価を5万9,000円、1日平均患

者数を367人と見積もっておりましたが、決算見込みでは単価5万6,000円、1日平均患者数を334人と見積もり、10億7,368万4,000円の不足が見込まれることから、これを増額するための財源として、第2項医業外収益、2目1節、他会計補助金に10億7,368万4,000円を加えるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（富田一太郎）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

11番（大村聡）

それでは医業収益マイナス10億7,368万4,000円の要因と、至った経緯及び要因排除のための方策、そして今後の見通しについて、お聞きします。

経営戦略室長（杉山誠一）

御質問の「医業収益マイナス10億7,368万4,000円の要因、至った経緯、及び要因排除のための方策、今後の見通しについて」でございますが、要因としては入院収益が減収となったもので、1日平均入院患者数が、当初目標数367人を33人下回ったことにより、約7億1,000万円のマイナス及び入院診療単価5万9,000円を3,000円下回ったことによる、約3億6,000万円のマイナスになったもので、患者数の減につきましては、消化器内科の医師が相次ぎ退職したこと及び分娩開始ができなかったことなどによるもので、入院診療単価の減につきましては、分娩開始ができなかったこと、及び年度当初予定しておりました施設基準で、小児入院医療管理料、画像診断管理加算などにおいて、算定できなかったこと、特定集中治療室加算が下位基準に下がったことなどによるものでございます。いずれも医師不足によるものであり、医師確保が急務と考えております。

現在、消化器内科は、院長が東海・知多両市長とともに、常勤医師派遣を名古屋大学医局に依頼しているところでございますが、大学も医師不足の状況で、派遣については明確ではありません。引き続き院長、副院長を始め、病院全体で常勤医師派遣について強く依頼してまいります。

また、他の不足している診療科につきましても、医師の勤務先として選ばれる病院となるよう、医師が働きやすい環境づくりに努力し、医師確保につなげたいと思います。

以上でございます。

12番（勝崎泰生）

ただいま説明をしていただきましたけども、ここで10億7,300万も補填してくれてということは、企業で言うならもう完全に倒産ですよ、この時期に。今、もろもろのことを言ったという説明をしていただいたということは、開業して、4年経つとるわけだよね。30年度にこんなことが起きるなんてことは、おかしいと思うんだよね。3年やってきて、大体数字がマイナスはわかるとるはずなんだわ。この責任はどのようにとるのか。

これを、先ほど最後に、両市長が医局へ医師の派遣を頼むということをして、医師が来れば、必ずこれが立ち直るといふようなことをおっしゃってますけども、一般質問でも事務局長が、こうこうこうだよと、これからこうやっていけば直るんじゃないかといふような答弁も聞きました。こんな答弁で、4年目でこんな結果を出しとって、5年6年でその結果が出るなんてことは、確実なのかどうか。これは、院長しか、病院ですから、ドクターに関しては院長、経営に関しては管理者がきちっとした人間をそこに充てるべきだといふふうに考えておりますけれども、お答えいただきたいのは、まず責任は誰にもつてくのかと。この赤字の分は。そして、今後院長はどのように努力をするのか。管理者は医師を確保するために努力をするだけでよいのか。この3つについて、お答えを願います。

管理者（鈴木淳雄）

先ほど来、答弁をさせていただいておりますが、私はこの病院経営は、医師確保に尽きるというふうに思っております。これからもひとつ、この病院、4年たちましたが、当初の常勤医師数が、現状では横ばいか減っているような状況でございます。私どもも管理職、管理者、そしてまた院長ともども、これから医師確保に向けて、しっかり取り組んでまいりたいと思います。

院長（浅野昌彦）

大変厳しい御指摘もありました。我々としても、私としても、一刻も早く常勤医師、想定常勤医師に達する医療をしていきたいということで、大学、関連大学の訪問を含めて、年に何回も行っております。現状をお話しすると、やはり大学でも人材不足。さまざまな医療の仕組みが変わって、人材不足そして病院の拠点化ということが、大学の運営でも行われています。

そうは言いましても、我々としては確保すべき医師数になるように努力していくことが、病院運営そして質の高い医療の提供において、不可欠だと考えておりますので、この1月には両市長さんともども大学医局に面談を求めて、医師確保に努めております。大学のほうも当院が知多半島北部での中核病院であることは認識されておりますので、やがては常勤医師派遣につながると考えております。しかしながらまだその時期は明確に指示を受けておりません。

この4月には、放射線治療が稼働いたします。今後高齢社会におきましては、3人に1人ががんで亡くなる時代、2人に1人ががんに冒される、こういった治療が地元で診断・治療そして治療の中でも手術・薬物療法・放射線治療、それが完結できるように地元の方が安心してこの地区で医療が受けられる、こういった病院を目指しているというところでございます。

3年経って、4年経って実現できてないということは、御指摘のとおりでございますが、我々としても一刻も早く医師を確保したい、これは大学医局のみならず、公募、そして人材医師派遣会社、そして仲間の医師からの紹介、こういったことを行いまして、医師確保を行っております。ただし、残念ながら求めるべき産婦人科医、小児科医においては、全くめどが立っておりません。消化器内科におきましては、退職等の理由もございまして、減数しております。一刻も早く態勢が整うように、今後も努力してまいりますので、こういった結果が出ないのは、やはり院長の責任でもあると思っております。今後も医師増員に向けて、全力をもって進めてまいりたいと思っております。

議長（富田一太郎）

よろしいですか。ほかは。

13番（島崎昭三）

2点通告しましたけども、1点目は、先ほどの答弁で理解をいたしましたので、2点目の今日までの資金運用について、お伺いをいたします。

管理課長（平岩資久）

御質問の「今日までの資金運用について」でございますが、年度初めの4月並びに支出増となる企業債償還月の9月及び期末手当等支給月の6月及び12月に、一般会計からの繰入金をいただいておりますが、毎月の約4億円の給与支払日及び月末の約3億円の諸経費支払日と、健康保険等からの約7億円の診療報酬収入の入金

日との日にちのずれによって生ずる資金不足に対応するため、民間金融機関から一時借入金を実施してまいりました。現在の一時借入金の残高は、7億6,000万円でございます。

以上でございます。

議長（富田一太郎）

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第7号「平成30年度西知多医療厚生組合病院事業会計補正予算（第2号）」について、原案に賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（富田一太郎）

日程第12、議案第8号「平成31年度西知多医療厚生組合一般会計予算」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を願います。

総務部長（矢野明彦）

ただいま上程されました議案第8号「平成31年度西知多医療厚生組合一般会計予算」につきまして、御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ29億6,120万4,000円で、前年度に比べ、5億5,169万6,000円の増額となっております。これは他会計分の東海市・知多市の負担金に当たる繰出金が増額となったことなどによるものでございます。

なお、詳細につきましては、総務課長から御説明申し上げます。

総務課長（佐々木美喜子）

「平成31年度西知多医療厚生組合一般会計予算」の詳細につきまして、事項別明細書により、御説明申し上げます。6ページ、7ページをお願いいたします。

2の歳入から御説明申し上げます。

1款、分担金及び負担金、1項1目1節の負担金につきましては、29億5,926万6,000円で、前年度に対し、5億6,169万9,000円、23.4%の増でございます。その内訳といたしましては、組合規約に基づく負担割合により、一般会計負担金につきましては、東海市・知多市同額の4,933万1,000円で、合計9,866万2,000円でございます。

し尿処理事業特別会計負担金につきましては、東海市から1億3,891万5,000円、知多市から3,459万9,000円の合計1億7,351万4,000円でございます。

ごみ処理事業特別会計負担金につきましては、東海市から4,000万7,000円、知多市から3,365万7,000円の合計7,366万4,000円でございます。

健康増進施設事業特別会計負担金につきましては、東海市・知多市同額の2,838万5,000円で、合計5,677万円でございます。

看護専門学校事業特別会計負担金につきましては、東海市・知多市同額の、5,832万8,000円で、合計1億1,665万6,000円でございます。

病院事業会計負担金につきましては、東海市から14億9,011万6,000円、知多市から9億4,988万4,000円で、合計24億4,000万円でございます。

2款1項1目1節の繰越金の100万円につきましては、前年度執行残見込み額による繰越金でございます。

3款諸収入、1項1目1節の預金利子につきましては、1,000円を見込んでおります。

2項1目1節の雑入につきましては、職員の生命保険や損害保険の給与控除による、保険料納付事務に対する事務費など、93万7,000円を見込んでおります。

10ページ、11ページをお願いいたします。

3の歳出について、御説明申し上げます。

1款1項1目、議会費につきましては、160万6,000円で、前年度に対し83万8,000円、109.1%の増でございます。増額の主な理由は、隔年実施といたしました行政視察が、31年度は実施年度となるためでございます。

議会費の主な内容としまして、1節報酬の54万6,000円につきましては、議員14人分の年間報酬額でございます。

9節、旅費の63万6,000円及び14節、使用料及び賃借料、19万2,000円につきましては、議会行政視察の費用でございます。

2款、総務費、1項1目一般管理費につきましては、29億5,857万3,000円、前年度に対し5億5,085万8,000円、22.9%の増でございます。

1節、報酬の26万5,000円につきましては、監査委員、情報公開・個人情報保護審査会委員など、12人分の報酬でございます。

2節、給料の2,656万5,000円、3節、職員手当等の2,330万7,000円、12ページ、13ページをお願いいたします。4節、共済費の1,053万7,000円につきましては、総務部長、総務課職員5人の計6人分の人件費で、前年度に対し、人件費全体で、412万1,000円の増となっておりますが、これは給与改定や人事異動による影響のほか、人事給与システムの改修確認作業や公会計事務など、事務量の増加による時間外勤務手当等の増加によるものでございます。

7節、賃金の113万1,000円につきましては、組合事務職員の育児休業や病気休職等に対応するため、臨時職員1人分の賃金を計上しました。

9節、旅費の29万5,000円につきましては、議会行政視察に随行する管理者、副管理者及び職員の旅費などでございます。

11節、需用費の229万1,000円につきましては、事務用消耗品費、燃料費などで、前年度に対し、29万3,000円の増でございます。

12節、役務費の166万1,000円につきましては、組合の施設間事務ネットワークの回線料などの通信運搬費、公用車に係る法定点検手数料や、保険料などでございます。

13節、委託料の2, 171万9, 000円につきましては、事務事業委託料として、公平委員会事務委託料始め8件、14ページ、15ページをお願いします。施設維持管理委託料として、管理棟清掃委託料始め5件を計上いたしました。

32年度からの会計年度任用職員の制度導入に向けた、人事給与システム改修委託料と、Windows 7のサポート終了を受け、更新する事務用端末機のセットアップ費用を新規で計上したことなどにより、前年度に対し、1, 262万9, 000円、138.9%の増となりました。

14節、使用料及び賃借料の102万3, 000円につきましては、例規執務サポートシステム使用料や、事務用機器借上料などがございます。

18節、備品購入費の876万9, 000円は、Windows 7のサポート終了を受け、総務部及び看護専門学校で使用している事務用端末機の更新等、また健康増進施設担当用の事務机、及び公用車の新規購入費用を計上しております。

28節、繰出金の28億6, 060万4, 000円につきましては、し尿処理事業特別会計を始めとする、4つの特別会計及び病院事業会計への負担金の繰出金でございます。

3款、公債費でございますが、1項1目23節、償還金、利子及び割引料の2万5, 000円につきましては、一時借入金の利子を計上したものでございます。

4款1項1目、予備費につきましては、100万円を計上いたしました。

18ページからは、特別職の報酬、一般職の給料、職員手当の状況を示した給与費明細書でございます。御参照いただき、説明は省略させていただきます。

説明は以上でございます。よろしく御審議いただきますよう、お願い申し上げます。

議長（富田一太郎）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第8号「平成31年度西知多医療厚生組合一般会計予算」について、原案に賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（富田一太郎）

日程第13、議案第9号「平成31年度西知多医療厚生組合し尿処理事業特別会計予算」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を願います。

総務部長（矢野明彦）

ただいま上程されました議案第9号「平成31年度西知多医療厚生組合し尿処理事業特別会計予算」につきまして、御説明申し上げます。1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億8,655万1,000円で、前年度に比べ1,264万2,000円の増額となっております。これは主に工事請負費の増額によるものでございます。

なお、詳細につきましては、衛生センター所長から御説明を申し上げます。

衛生センター所長（佐々木美喜子）

「平成31年度西知多医療厚生組合し尿処理事業特別会計予算」の詳細につきましては、事項別明細書により御説明申し上げます。6ページ、7ページをお願いいたします。

2の歳入から御説明申し上げます。1款、使用料及び手数料、1項1目1節の事業総務使用料の9,000円につきましては、行政財産の目的外使用を許可しております、電柱等の土地使用料でございます。

2款1項1目1節の繰入金の1億7,351万4,000円につきましては、一般会計からの負担金の繰入分でございます。

3款1項1目1節の繰越金の1,300万につきましては、前年度執行残見込み額による繰越金でございます。

4款諸収入、1項1目1節の雑入の2万8,000円につきましては、再任用職

員の雇用保険被保険者負担金などがございます。

8ページ9ページをお願いいたします。

続きまして、3の歳出について御説明申し上げます。

1款、衛生費、1項1目、事業総務費につきましては、3,187万9,000円、前年度に対し、183万2,000円、5.4%の減でございます。主なものといたしましては、衛生センターの常勤職員2人、再任用職員2人、臨時職員2人の合計6人分の経費として、2節、給料、1,315万9,000円、3節、職員手当等、848万6,000円、4節、共済費、539万5,000円、7節、賃金、399万6,000円の合計3,103万6,000円でございます。

10ページ、11ページをお願いいたします。

2目、し尿処理費につきましては、1億5,264万7,000円で、前年度に対し1,447万4,000円、10.5%の増でございます。

11節、需用費の4,874万1,000円につきましては、処理用薬品、処理施設用消耗資材などの消耗品費、重油などの燃料費、電気料などの光熱水費などがございます。燃料用重油の購入単価の上昇や、冷却水ポンプの稼働時間の増加による電気料金の増額などを見込み、前年度に対し432万3,000円、9.7%の増でございます。

13節、委託料の、2,652万4,000円につきましては、水質検査委託料、槽清掃委託料、処理施設運転維持管理業務委託料など、13件分の委託料で、前年度と比較し、119万9,000円、4.7%の増でございます。事務事業委託料の7つ目、処理施設運転維持管理業務委託料の設計見直しなどにより、増額となったものでございます。

15節、工事請負費の7,468万5,000円につきましては、定期修繕工事が3件分、計画修繕工事が14件分の工事費、及び突発修繕に対応するための、その他修繕工事費でございます。前年度との比較では、954万2,000円、14.6%の増でございますが、これは処理施設の修繕計画において、隔年や2、3年おきに実施することとしている工事について、平成31年度での実施が多いことによるものでございます。

12ページ13ページをお願いいたします。

2款、公債費、1項1目、利子につきましては、一時借入金の利子、2万5,0

00円を計上したものでございます。

3款1項1目予備費につきましては、200万円を計上いたしました。

14ページからは、給与費明細書でございますので、御参照いただき、説明は省略させていただきます。

説明は以上でございます。よろしく御審議いただきますよう、お願い申し上げます。

議長（富田一太郎）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

12番（勝崎泰生）

10ページ、歳出でお願いします。1款1項2目12節の役務費、この手数料は何かということと、2つ目、15節、工事請負費、この定期修繕工事、計画修繕工事は、両市内業者でやれるものなのか、お聞きをさせていただきます。

衛生センター所長（佐々木美喜子）

御質問の1点目、「12節、役務費の手数料について」でございますが、内訳としまして、し尿の焼却処理後の焼却灰を衣浦港の最終処分場で処分するための手数料のほか、毎年実施する、重量物をつり上げるためのチェーンブロック及び作業環境の安全性確保のための、酸素濃度測定器の点検手数料、3年ごとに実施する重油地下タンクの点検手数料、また、し尿の処理過程から出るごみの処理手数料を、計上しております。

御質問の2点目、「15節、工事請負費の業者について」でございますが、定期修繕工事、計画修繕工事は、し尿の搬入から脱水して焼却するという一貫した工程のための機械機器について、安定した処理が行えるよう、設備を維持することを目的として、定期的に修繕計画を立てて実施しております。特殊機械ですので、その修繕工事は専門性が必要であり、実績のある業者を選定して、指名競争入札又は随意契約により実施しております。

したがって、機械機器の修繕工事では、両市内において該当する業者がいないため、市外の業者を選定しておりますが、処理過程で使用する薬剤や燃料となる重油の購入、構内道路の舗装工事などで、市内業者をお願いしているところでございます。

以上でございます。

議長（富田一太郎）

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第9号「平成31年度西知多医療厚生組合し尿処理事業特別会計予算」について、原案に賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（富田一太郎）

日程第14、議案第10号「平成31年度西知多医療厚生組合ごみ処理事業特別会計予算」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を願います。

総務部長（矢野明彦）

ただいま上程されました議案第10号「平成31年度西知多医療厚生組合ごみ処理事業特別会計予算」につきまして、御説明申し上げます。1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,719万1,000円で、前年度と比べ、1,719万4,000円の減額となっています。これは主に、環境影響評価業務委託料の減額によるものでございます。

なお、詳細につきましては、ごみ処理施設建設課長から御説明申し上げます。

ごみ処理施設建設課長（浅井紀克）

「平成31年度西知多医療厚生組合ごみ処理事業特別会計予算」の詳細につきましては、事項別明細書により御説明申し上げます。

6ページ、7ページをお願いいたします。2の歳入から御説明申し上げます。

1 款 1 項 1 目 1 節のごみ処理事業費国庫補助金、6 2 3 万 6, 0 0 0 円につきましては、ごみ処理施設の整備事業を実施するに当たり、国から交付される交付金で、前年度に対し、1, 1 1 7 万 9, 0 0 0 円の減額でございます。

2 款 1 項 1 目 1 節の繰入金、7, 3 6 6 万 4, 0 0 0 円につきましては、一般会計からの負担金の繰入りで、前年度に対し 3 5 0 万 1, 0 0 0 円の減額でございます。

3 款 1 項 1 目 1 節の繰越金、7 2 9 万 1, 0 0 0 円につきましては、前年度執行残見込額による繰越金でございます。

8 ページ、9 ページをお願いいたします。

続きまして、3 の歳出について、御説明申し上げます。

1 款衛生費、1 項ごみ処理事業費、1 目、事業総務費につきましては、3, 4 6 9 万 4, 0 0 0 円で、前年度に対し、2, 2 0 1 万 5, 0 0 0 円、3 8. 8 % の減額でございます。

2 節、給料の 8 5 9 万 4, 0 0 0 円、3 節、職員手当等の 7 9 4 万 4, 0 0 0 円、4 節、共済費の 3 2 7 万 2, 0 0 0 円につきましては、職員 2 人分の人件費でございます。

9 節、旅費の 2 0 万 3, 0 0 0 円につきましては、職員の研究、事例発表会の参加などで、前年度に対し 1 9 万 1, 0 0 0 円の減額でございます。

1 1 節、需用費の 6 0 万 9, 0 0 0 円につきましては、事務用消耗品や書籍などの購入費のほか、印刷製本費として、事業の進捗状況等に関する情報提供のため、両市の広報紙へ掲載する費用などで、前年度に対し 5 万 7, 0 0 0 円の増額でございます。

1 3 節、委託料の 1, 3 8 7 万 8, 0 0 0 円につきましては、環境影響評価のうち評価書手続きに係る業務委託料や、地下水モニタリング調査業務委託料などで、前年度に対し 2, 1 9 9 万 7, 0 0 0 円の減額となっております。なお、環境影響評価業務につきましては、3 1 年度までの債務負担行為による契約を行っております。

1 9 節、負担金、補助及び交付金の 1 3 万 9, 0 0 0 円につきましては、全国都市清掃会議への負担金などでございます。

2 目、ごみ処理施設建設費につきましては、5, 1 4 9 万 7, 0 0 0 円で、前年

度に対し、482万1,000円、10.3%の増額でございます。

1節、報酬の24万円につきましては、ごみ処理施設の設計、建設及び管理運営を行う事業者の選定等に向けて設置する審査会の委員に支払う報酬でございます。

10ページ、11ページをお願いいたします。

2節、給料の863万2,000円、3節、職員手当等の819万7,000円。

4節、共済費の320万8,000円につきましては、職員2人分の人件費でございます。

9節、旅費の40万8,000円につきましては、外部資源化事業者との調整等のための職員の普通旅費と選定審査会委員の費用弁償で、前年度に対し、7万5,000円の増額でございます。

13節、委託料の1,535万7,000円につきましては、ごみ処理施設整備・運営事業者選定アドバイザリー業務として、要求水準書等の必要な資料の作成支援や、選定審査会の運営支援に関する業務の委託料などで、前年度に対し、1,060万7,000円の減額でございます。

なお、アドバイザリー業務につきましては、32年度までの債務負担行為による契約を行っております。

19節、負担金、補助及び交付金の1,540万円につきましては、両市で締結した知多市清掃センター管理棟等の機能補償の協議書で定められた項目のうち、設計に係る費用として、組合が知多市に支払う負担金などがございます。

2款1項1目、予備費につきましては、100万円でございます。

12ページから17ページまでは、給与費明細書でございますので、御参照いただき、説明は省略させていただきます。

18ページ、19ページをお願いいたします。

債務負担行為に関する調書の過年度議決分は、28年度予算で議決をいただいた環境影響評価業務委託で、31年度の支出予定額は、1,276万6,000円、30年度予算で議決をいただいた、ごみ処理施設整備・運営事業者選定アドバイザリー業務委託で、31から32年度までの支出予定額は、2,295万7,000円でございます。

当該年度分の、ごみ処理施設整備・運営事業は、設計・建設から20年間の運営までの一連の業務について債務負担行為とするもので、32年度から55年度まで

の支出予定額は、326億8,870万円でございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますよう、お願い申し上げます。

議長（富田一太郎）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

12番（勝崎泰生）

先ほど、事務業務委託料のごみ処理施設整備・運営事業者選定アドバイザー業務委託料の説明をいただきましたが、ちょっと声も小さく、聞こえにくかったので、もう少し詳細に、もう一度説明を願います。

ごみ処理施設建設課長（浅井紀克）

御質問のアドバイザー業務委託料の詳細についてでございますが、平成30年度から32年度にかけて行うごみ処理施設整備・運営事業者選定につきまして、31年度は入札公告、入札参加資格審査、事業提案書の受付、落札者決定などの業務を行います。

本委託業務の内容といたしまして、入札説明書や要求水準書などの事業者選定資料の作成支援、応募者の資格審査や、事業提案書及びヒアリングなどの事業者の評価・選定事務に対する支援、事業契約書について法律の専門的な立場からの内容確認などの、事業契約締結に係る支援、事業者選定審査会資料の作成など審査会の運営に係る支援を委託するものです。

以上でございます。

議長（富田一太郎）

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第10号「平成31年度西知多医療厚生組合ごみ処理事業特別会計予算」について、原案に賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（富田一太郎）

日程第15、議案第11号「平成31年度西知多医療厚生組合健康増進施設事業特別会計予算」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を願います。

総務部長（矢野明彦）

ただいま上程されました議案第11号「平成31年度西知多医療厚生組合健康増進施設事業特別会計予算」につきまして、御説明申し上げます。1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,677万円で、本特別会計予算につきましては、平成31年度に新たに設置するものでございます。

なお、詳細につきましては、総務課長から御説明申し上げます。

総務課長（佐々木美喜子）

「平成31年度西知多医療厚生組合健康増進施設事業特別会計予算」の詳細につきましては、事項別明細書により御説明申し上げます。6ページ、7ページをお願いいたします。

2の歳入から御説明申し上げます。

1款1項1目の繰入金の5,677万円につきましては、東海市・知多市からの負担金で、一般会計から繰入れるものでございます。

8ページ、9ページをお願いいたします。

続きまして、3の歳出について御説明申し上げます。

1款、衛生費、1項1目、事業総務費につきましては、5,577万円でございます。主なものといたしましては、2節、給料の863万2,000円、3節、職員手当等の819万7,000円、4節、共済費の319万円につきましては、健康増進施設担当職員2人分の人件費でございます。

8節、報償費の15万円につきましては、健康増進施設整備基本計画の策定に当たり、専門的な視点でアドバイスをいただくためのアドバイザー2人分の報償費で

ございます。

9節、旅費の17万4,000円につきましては、健康増進施設に関する先進地視察等の旅費で、PFI方式で建設運営を行っている施設や、厚生労働省の健康増進施設認定施設を対象に視察を行い、今後の施設整備を検討する上で、参考としてまいります。

その他、健康増進施設アドバイザーの費用弁償等でございます。

11節、需用費の53万7,000円につきましては、事務用消耗品や書籍などの購入費のほか、印刷製本費として、事業の進捗状況等に関する情報提供のため、両市の広報紙へ掲載する費用などがございます。

13節、委託料の、3,481万7,000円につきましては、健康増進施設整備基本計画の作成支援や、検討組織の運営支援に関する業務委託料などがございます。

10ページ、11ページをお願いいたします。

2款1項1目、予備費につきましては、100万円を計上いたしました。

12ページからは、給与費明細書でございますので、御参照いただき、説明は省略させていただきます。

説明は以上でございます。よろしく御審議いただきますよう、お願い申し上げます。

議長（富田一太郎）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

12番（勝崎泰生）

9ページの報償費で、先ほど健康増進施設アドバイザー報償費2名と、お聞きをしたのですが、この方たちの、資格が要るのか、職業はどういう方なのか、そして何年間そこに必要とするのか、お答えいただきたいと思います。

総務課長（佐々木美喜子）

御質問の健康増進施設アドバイザーについてでございますが、資格、職業につきましては、整備基本計画を作成するに当たり、専門知識、経験等を要する課題に対し、具体的な助言、提言及び支援を受けるため、学識経験者を想定しています。現在、特定の方のお名前が挙がっている段階ではございませんが、大学の教授・准教授等、健康増進などに係る研究をされている方をお願いをすることになるかと考え

ております。

また、何年間必要かということにつきましては、4月以降に就任していただき、整備基本計画の策定が完了するまでの約1年間を予定しております。

以上でございます。

議長（富田一太郎）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第11号「平成31年度西知多医療厚生組合健康増進施設事業特別会計予算」について、原案に賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここでお諮りをいたします。

この際、暫時休憩にいたしたいと存じます。御異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

それでは午後4時10分まで、暫時休憩といたします。

（休憩 午後4時00分）

（再開 午後4時10分）

議長（富田一太郎）

休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

日程第16、議案第12号「平成31年度西知多医療厚生組合看護専門学校事業特別会計予算」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を願います。

看護専門学校長（竹内晴子）

ただいま上程されました議案第12号「平成31年度西知多医療厚生組合看護専門学校事業特別会計予算」について、御説明申し上げます。1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億5,782万3,000円で、前年度に比べ、648万1,000円の減額となりました。これは、今年度末に教員1人が定年退職することにより、1人分の人件費が減額となるものでございます。

なお、詳細につきましては、庶務課長より御説明申し上げます。

庶務課長（前田達郎）

「平成31年度西知多医療厚生組合看護専門学校事業特別会計予算」の詳細につきましては、事項別明細書により、御説明申し上げます。

6ページ、7ページをお願いいたします。

2の歳入の主なものを御説明申し上げます。

1款1項1目1節の看護専門学校使用料の1,638万6,000円につきましては、看護専門学校授業料及び行政財産の目的外使用を許可しております電柱等の土地使用料でございます。

1款2項1目1節の看護専門学校手数料の340万4,000円につきましては、受験料、入学金などでございます。

3款の繰入金の1億1,665万6,000円につきましては、一般会計から特別会計へ繰り入れるものでございます。

4款の繰越金の2,100万円につきましても、前年度執行残見込み額による繰越金でございます。

10ページ、11ページをお願いいたします。

続きまして、3の歳出について、御説明申し上げます。

1款1項1目、事業総務費につきましては、1億3,508万6,000円、前年度に対し、646万円、4.6%の減でございます。主なものといたしましては、常勤職員13人、任期付短時間勤務職員1人及び臨時職員1人の合計15人分の経費として、2節、給料の5,714万円、3節、職員手当等の4,299万9,000円、4節、共済費の2,005万7,000円、7節、賃金の109万7,000円でございます。

13節、委託料の391万3,000円につきましては、事務事業委託料1件、施設維持管理委託料として、清掃委託料を始め、9件を計上いたしました。

12ページ、13ページをお願いいたします。

18節の備品購入費につきましては、空調機を更新するものでございます。

次に、1款1項2目、看護専門学校費につきましては、2,223万7,000円、前年度に対し、2万1,000円、0.1%の減でございます。

8節の報償費のうち、入学試験問題作成等謝礼金は、推薦入学の一般教養の問題作成及び採点、一般入学試験3科目分の問題作成及び採点の謝礼です。

14ページ、15ページをお願いいたします。

18節、備品購入費につきましては、図書等及び教材備品を更新するものでございます。

19節、負担金、補助及び交付金につきましては、教員養成講習会の長期コースを始め、専任教員のスキルアップをするための研修参加負担金などを計上しています。

2款、予備費につきましては、前年度と同額の50万円を計上させていただきました。

16ページからは、給与費明細書でございますので、こちらは御参照いただき、説明は省略させていただきます。

22ページ、23ページをお願いいたします。

債務負担行為に関する調書につきまして、30年度予算で議決をいただいた学生指導用のパソコン借上料として、31年度から35年度までの支出予定額は、280万5,000円でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（富田一太郎）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

11番（大村聡）

2点お願いします。

12ページ歳出、1款1項1目18節、備品購入費の詳細について、14ページ歳出、1款1項2目18節、備品購入費の詳細について、それぞれお願いいたします。

す。

庶務課長（前田達郎）

御質問の1点目、1目、事業総務費、18節、備品購入費の詳細についてでございますが、学生が自主学習に利用している図書室の、昭和61年に設置された天吊り式のエアコン2台を更新するものでございます。

次に、2点目の2目、看護専門学校費、18節、備品購入費の詳細についてでございますが、学生が演習で使用する洗髪車1台、リクライニング車いす1台、血圧測定トレーナー3台、肺模型1台、女性用陰部モデル2体、おむつトレーニング模型1台などを更新するものでございます。

備品購入費につきましては、学生が利用する教材備品を最優先で老朽化したもの、また最新鋭で看護教育に必要なものを順次計画的に購入してまいります。

以上でございます。

議長（富田一太郎）

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案12号「平成31年度西知多医療厚生組合看護専門学校事業特別会計予算」について、原案に賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（富田一太郎）

日程第17、議案第13号「平成31年度西知多医療厚生組合病院事業会計予算」を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を願います。

病院事務局長（岡田光史）

ただいま上程されました議案第13号「平成31年度西知多医療厚生組合病院事業会計予算」について、御説明申し上げます。それでは1ページをお願いいたします。

第2条は、業務の予定量で、病床数は一般病床468床、年間患者数は入院患者数12万3,708人、外来患者数20万753人、1日平均患者数は、入院患者数338人、外来患者数833人を予定し、主要な建設改良事業では、建設改良費として、がん患者等環境整備事業に係る工事費等、1億270万円、資産購入費として、医療機器等購入費、2億1,793万円を予定しました。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額で、収入の第1款、病院事業収益は、133億2,367万円、支出の第1款、病院事業費用は、136億2,639万円を予定いたしました。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額で、1枚はねていただき、2ページをお願いいたします。

収入の第1款、資本的収入は、8億8,004万円。支出の第1款、資本的支出は、15億6,419万円を予定いたしました。

第5条の債務負担行為は、白衣等借上料について、平成31年度から35年度までの支出の限度額を2億2,475万円と定めるものでございます。

第6条の企業債は、施設等整備について1億150万円、医療機器等整備について1億5,000万円を、それぞれ限度額として定めたものでございます。

第7条は、一時借入金の限度額を15億円とし、第8条は、経費の流用ができる場合を定めております。

第9条は、議会の議決を経なければ流用できない経費について定めております。

第10条は、一般会計から補助金を受ける金額を、4億2,980万円とし、第11条は、たな卸資産の購入限度額を、25億5,850万円と定めたものでございます。

なお、詳細につきましては、管理課長から御説明申し上げます。

管理課長（平岩資久）

「平成31年度西知多医療厚生組合病院事業会計予算」の補足説明をさせていただきます。26ページをお願いいたします。

平成31年度西知多医療厚生組合病院事業会計予定額明細書により、御説明申し上げます。

収益的収入及び支出の収入で、第1款、病院事業収益、第1項1目、入院収益は72億6,165万円の計上で、1日平均患者数を338人と見込み、2目、外来収益は27億2,020万円の計上で、1日平均患者数を833人と見込んだものでございます。

3目、その他医業収益、12億2,835万円の主な内容は、個室使用料、予防接種・集団健診、人間ドック、個人健診等の収益及び救急医療の確保などに要する経費として収入する一般会計負担金などでございます。

続きまして、第2項、医業外収益は、20億8,362万円の計上で、主な内容としたしまして、2目、他会計補助金は、基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費や医師確保対策に要する経費などに係る一般会計補助金、4目、他会計負担金は、リハビリテーション及び高度医療などに要する経費に係る一般会計負担金などでございます。

右のページに移っていただき、中ほど6目、退職手当相当額負担金、1億3,480万円は、職員の身分移行に伴う退職手当相当額に係る一般会計負担金でございます。

1枚はねていただき、28ページからの支出をお願いいたします。

第1款、病院事業費用、第1項1目、給与費、72億2,593万円の主な内容は、医師76人、看護師453人などの常勤職員724人分の他、非常勤職員分を含む人件費でございます。

2目、材料費、23億6,384万円の主な内容は、8節の薬品費及び9節の診療材料費等でございます。

3目、経費、22億7,777万円の主な内容は、このページの一番下、18節の光熱水費の施設の電気料金やガス料金など、右のページ、29ページをお願いいたします。

上から4行目、22節、修繕費として、医療機器及び建物等施設などの修繕料、24節、賃借料として、白衣や医療機器などの借上料、26節、委託料として、医事業務、給食業務、施設管理運転などの委託料、1枚はねていただき、30ページをお願いいたします。

上から節の4行目、30節、手数料として、医師紹介手数料などがございます。

このページ中ほど、4目、減価償却費、13億121万円は、建物、建物付属設備、器械備品などに係る減価償却費でございます。

右のページ、31ページをお願いいたします。第2項、医業外費用、3億1,559万円は、雑損失など、第3項、特別損失、2,291万円は、過年度損益修正損など、第4項、予備費は、1,000万円の計上でございます。

1枚はねていただきまして、32ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の収入で、第1款、資本的収入、第1項1目、企業債、2億5,150万円は、がん患者等環境整備及び医療機器等整備に係る借入で、第2項1目の他会計負担金、6億2,844万円は、建設改良に要する経費に係る負担金、第3項1目、長期貸付金返還金は、10万円の計上でございます。

続きまして、支出に移り、第1款、資本的支出、第1項1目、建設改良費、1億270万円の主な内容は、がん患者等環境整備に係る既存棟2階の改修工事及び工事監理委託料等でございます。

2目、資産購入費、2億1,793万円は、医療機器等及びリース資産の購入費でございます。

第2項1目、企業債償還金、11億8,776万円は、医療機器等の企業債償還元金でございます。

第3項1目、長期貸付金、5,580万円は、看護師等の養成施設を卒業後、組合の設置する病院に勤務する者に、修学資金を貸与するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（富田一太郎）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

4番（北川明夫）

2点について、お伺いをいたします。

1点目が、両市の一般会計の負担に関する考え方、要は繰出基準のことになるわけですが、ここにありますように、P26の、収入1款2項2目の、他会計補助金は、30年度当初とほぼ同額の計上になっているのですが、4目の、他会計負担金が、1.9倍増加させているわけですが、繰出基準のどの項目で、これだけ大きなお金の増加を見込んでいるのか、補正のときには、補助金のほうで対応され

ているので、そことの対比をお伺いしたいと思います。

2点目が、P18とP24にそれぞれ貸借対照表の予定表が出ております。この3月末と、来年3月末で、過去なかったこととして、初めて資産総額よりもですね、債務総額のほうが大きくなる、債務超過ということになるわけでございまして、どのように評価されているのか、お伺いをしたいと。それと同時に、他の公立病院でこういった債務超過に陥っている病院があるのかどうか、合わせてお尋ねいたします。

管理課長（平岩資久）

御質問の1点目、「収入1款2項2目、他会計補助金は、平成30年度当初予算とほぼ同額であるが、4目、他会計負担金が約1.9倍に増加している理由」についてでございますが、一般会計からの負担金及び補助金につきましては、地方公営企業の経営の健全化の促進及び経営基盤の強化のために、毎年度、総務省から示される地方公営企業繰出金に係る基本的な考え方に基づいて算定しているもので、一般会計補助金は、医師確保対策、研究研修経費、基礎年金拠出金負担分、院内保育所運営に要する経費等、主に経営基盤強化に必要な経費に対する繰出金で、近年概ね平準化しております。

他方、一般会計負担金は、高額医療機器と人材を必要とする、高度医療に要する経費等の、不採算であっても公立病院として実施せざるを得ない事業であって、これに伴う収入をもって充てることができない経費に対する繰出金でございますが、これまでは予算編成時において、改革プランに基づく収益増を見込み、負担金額を算出しておりました。今回の予算積算では、これまでの収益及び費用の実績も勘案し算出したことにより、一般会計負担金が増加したものでございます。

経営戦略室長（杉山誠一）

御質問の2点目、「平成31年3月末及び平成32年3月末の予定貸借対照表が、ともに債務超過になっているが、どのように評価しているか。また県内の公立病院の中で、債務超過に陥っている病院がどれだけあるのか」でございますが、開院後概ね4年を経過し、当初見込んでいた医師数を確保することが困難であり、その結果、入院患者数の減による収益減が招いた債務超過と判断しております。

なお、愛知県発行の「市町村の公営企業のあらまし」によれば、平成29年度決算で資本合計がマイナスになっているのは、津島市病院事業のみでございます。

以上でございます。

4番（北川明夫）

恐れ入ります。1点目の御答弁に対して再質問したいのですが、高度医療分等で、4億何がしが増えたわけですが、それは繰出基準の中ということであって、今回の補正で入れている補助金の10億7,000万とは、性格が違うものと理解してよろしいですか。要は繰出基準で認められたものとして、今回4億余りが増加したという理解でよろしいでしょうか。

管理課長（平岩資久）

繰出基準の中で認められたものと、算定しております。

議長（富田一太郎）

よろしいですね。

7番（井上純一）

6点お伺いします。

最初に6ページ、予算の実施計画の時点で、もう既に約3億円赤字となっておりますが、これは普通、資金ショートしてしまうのですが、資金計画はどのようになっているのか。

それから同じく6ページで、実施計画の収入の医業収益が、対前年比で4億1,241万円のマイナスとなっているが、その要因は何であるか。また、そこに新しく始まる放射線治療及び分娩による医業収益をどれぐらい見込んでいるか。

それから3点目、同じく6ページ、収益的収入及び支出で、一般会計からの繰入金があるところから散らばっているんですね。その他の医業収益になぜ一般会計の繰入金が入るのか、理解できない。あと二つ、他会計補助金と他会計負担金の違いも、先ほど御説明ありましたので、また再度お願いしたいんですけど、4番目に退職金手当相当額負担金に分けて計上している理由は何か。

4点目、7ページ、雑損失の2億4,330万円の内訳はどうなっているのか。

それから5点目、8ページ、キャッシュフロー計算書に、キャッシュの移動に関係のない、減価償却費等が含まれていますが、この理由は何か。

最後に13ページ。医師職員数、これ訂正が入りましたけれども、最初71の71だったんですけど、76に訂正されました。平成31年1月1日現在の医師数が71人、それを計画では76に増員する計画であるが、診療科別の内訳はどうなっ

ているのか、お伺いします。

管理課長（平岩資久）

御質問の1点目、「予算実施計画の時点で、約3億円の赤字となっているが、資金計画はどのようなか」についてでございますが、病院事業収益のうち、2項、医業外収益の5目、長期前受金戻入及び3項、特別利益、2目、その他の特別利益の長期前受金戻入は、現金を伴う科目ではなく、病院事業費用の中でも、1項4目減価償却費、5目、資産減耗費、7目、長期前払消費税償却、3項2目、その他特別損失などの現金を伴わない科目がございますので、現金支出ベースの収益的収支は、収益約127億1,600万円、費用は約120億3,200万円を予定し、約6億8,400万円のプラスの見込みでございます。このプラス分は、資本的収支の財源に充当し、病院事業全体として、現金収支が均衡する資金計画となっております。

経営戦略室長（杉山誠一）

御質問の2点目「実施計画の収入の医業収益が、対前年比、4億1,241万円マイナスとなっているが、要因は何か。また放射線治療及び分娩による医業収益はどれぐらい見込んでいるのか」についてでございますが、4億1,200万円の減収につきましては、外来収益で、放射線治療開始などにより、1億3,100万円、その他医業収益で9,800万円の増収を見込みましたが、入院収益において、前年度と比較し、常勤医師数が減少したため、1日平均入院患者数を29人の減と見込んだことにより、6億4,170万円の減収としたためでございます。

また、放射線治療の医業収益は、初年度として、入院患者1日当たり2人の増で、4,296万8,000円、外来は年間100症例、4,282万4,000円で、合計8,579万2,000円を見込んでおります。

分娩につきましては、平成31年10月の開始を想定した予算計上をしており、分娩数を210件、9,855万円を見込んでおります。

以上でございます。

管理課長（平岩資久）

御質問の3点目、「収益的収入及び支出で、一般会計からの繰入金を、その他医業収益、他会計補助金、他会計負担金、退職手当相当額負担金に分けて計上している理由」についてでございますが、一般会計からの繰入金につきましては、総務省

から示される地方公営企業繰出金に係る基本的な考え方に基づいて、算定しているもので、地方自治法及び地方財政法に基づく公営企業決算状況調査に収入科目の区分が例示されており、その他医業収益に計上しているのは、救急医療の確保及び保健衛生行政事務に要する事業であって、これに伴う収入をもって充てることができない経費に対する繰出金でございます。

次に、医業外収益の他会計補助金は、医師確保対策、研究研修経費、基礎年金拠出金負担分、院内保育所運営に要する経費等、主に経営基盤強化に必要な経費に対する繰出金でございます。

他会計負担金は、高額医療機器と人材を必要とする高度医療に要する経費等の、不採算であっても公立病院として実施せざるを得ない事業であって、これに伴う収入をもって充てることができない経費に対する繰出金でございます。

最後に退職手当相当額負担金は、平成27年度に両市から組合に身分移行した職員の退職手当に係る経費を、平成38年度まで分割して負担いただく繰出金でございます。

御質問の4点目、「2項、医業外費用の3目、雑損失、2億4,330万円の内訳」についてでございますが、消費税納税計算時に生じる損失で、資本的収入及び支出における、特定収入分を約450万円、非課税売上げに対する課税仕入分、約2,450万円、棚卸資産購入における非課税売上に対する課税仕入れ分を、2億1,430万円と見積もったものでございますが、本年10月からの消費税率改定に伴う増を見込むものの、建設事業の減に伴う消費税の減が見込まれるため、前年度に比べ、約7,000万円の減となったものでございます。

御質問の5点目、「キャッシュフロー計算書にキャッシュに関係ない減価償却費等が含まれている理由」についてでございますが、キャッシュフロー計算書の作成は、平成26年度から公営企業の予算決算に合わせて義務付けられたものですが、主要な取引ごとに収入と支出の総額を表示する直接法と、当年度純損益金額に必要な調整項目を加減して表示する間接法の選択が認められております。どちらの方法も、長所短所がございますが、間接法は、当年度純損益金額と業務活動におけるキャッシュフローとの関係が明示される点が、長所とされており、当院を含むほとんどの公立病院において、間接法を採用しているものでございます。したがって、当年度純損益には、現金支出を伴わない科目である減価償却費等が含まれているこ

とから、これらを戻し入れる形の計算書となっているものでございます。

経営戦略室長（杉山誠一）

御質問の6点目、「医師職数は、平成31年1月1日現在71人の医師職数を、76人に増員する計画であるが、診療科別の内訳はどうなっているのか」についてでございますが、71人の医師職数に対して、消化器内科で2人から2人増員して、4人体制、内分泌・代謝内科で、4人から1人増員して、5人体制、小児科で2人から1人増員して、3人体制、皮膚科で2人から1人増員して、3人体制、産婦人科で3人から1人増員して、4人体制、外科では、7人から定年退職の1人を減員と見込み、6人体制として、合計5人増の76人を計画するものでございます。

以上でございます。

7番（井上純一）

再質問をお願いします。一番最初の6ページの予算計上、3億の赤字で結局7億の資金の余裕、キャッシュの余裕が出るという話でしたけど、ということは一時借入金なしでも給与を支払える、月末、それぐらい余裕ができるという理解でよろしいですね。確認します。

管理課長（平岩資久）

先ほど一時借入金の、借入れについて御説明させていただきましたけれども、収入と支出の日にちのずれがございましたので、その点について、借入れる必要は出るケースがあると思いますけれども、総額としては、そのような必要はない程度になると思っております。

議長（富田一太郎）

よろしいですか。

12番（勝崎泰生）

1点だけ、お願いします。ページ30ページ、1款1項3目30節の手数料です。医師紹介手数料の内容と、前年度との比較で、少々増となっている理由は何なのか。

人事管理室長（和田真貴）

御質問の「3目30節、手数料の医師紹介手数料の内容と、前年度との比較で、増額となっている理由」についてでございますが、医師紹介手数料は、大学医局を通さず、民間の医師就労斡旋事業者を介して、医師の採用を決定した際に、その斡旋事業者を支払う紹介手数料でございます。

現在当院は、複数の斡旋事業者から医師の斡旋登録情報をいただいております。医師が不足している診療科で、勤務条件等が合致する方がいた場合には、斡旋事業者から先方医師に当院の情報が提示され、合意に至った場合に当院で採用することになり、その際に、採用となる医師の年収見込額の20%を手数料として支払うものがございます。

平成30年度の予算では、一般内科、救急科及び産婦人科の医師として、3人分の紹介手数料を計上してございましたが、平成31年度予算では、産後対応の業務増加を見据えて小児科医師1人分を加えて、4人分の予算を計上したものでございます。

以上です。

13番（島崎昭三）

4点お願いします。

まず、6ページの収入の1款1項1目、入院収益の予定額、1人5万8,700円で計画している考え方について。

2点目、同じページの1款1項2目、外来収益の予定額、1人1万3,550円で計画している考え方について。

3点目、同じページの1款1項3目、その他医業収益予定額で、人間ドック等の検診受診者数は、何件で計画をしているのか。

4点目が、同じページの支出の1款ですけれども、病院事業費用全体で、10月からの消費税率の引き上げによる影響額について、お伺いをいたします。

医事課長（守山直宏）

御質問の1点目、「1款1項1目、入院収益の予定額、1人5万8,700円で計画している考え方について」でございますが、平成30年度決算見込みの入院診療単価、5万5,300円に、放射線治療開始による入院患者の増加により、約350円、小児入院医療管理料4の新規施設基準取得で約700円、分娩開始で約800円の単価増収を見込んでおります。

その他、医師事務作業補助体制加算や看護職員夜間配置加算の上位施設基準取得、後発医薬品係数の向上などにより、入院収益の予定額を1日1人当たり5万8,700円で計画しております。

御質問の2点目、「1款1項2目、外来収益の予定額、1人1万3,550円で

計画している考え方について」でございますが、平成30年度決算見込みの外来診療単価、約1万3,300円に、平成31年4月から稼働する放射線治療に伴う診療単価増収、約210円などを見込み、外来収益の予定額を、1日1人当たり1万3,550円で、計画しております。

健診センター課長（澤田和典）

御質問の3点目、「医業収益におけるその他医業収益予定額、人間ドック等検診受診者数は、何件で計画しているのか」でございますが、人間ドック等検診受診者数は、3万406件で計画しており、内訳としましては、人間ドック・脳ドック、3,938件、協会けんぽ生活習慣病予防健診4,338件、企業の雇入れ健診や定期健康診断4,639件、東海市特定健康診査・がん検診5,647件、知多市特定健康診査・がん検診3,294件、インフルエンザ、肺炎球菌などの予防接種4,188件などでございます。

管理課長（平岩資久）

御質問の4点目「1款、病院事業費用全体で、10月からの消費税引上げによる影響額について」でございますが、10月以降の半年間に見込まれる引上げ率の2%に相当する消費税額は、仮受け消費税については、収益的収入で約1,100万円、仮払い消費税については、収益的支出で約3,300万円、資本的支出で約400万円、棚卸資産購入で、約4,700万円の計8,400万円、差引き、7,300万円の影響額があると考えております。

以上でございます。

議長（富田一太郎）

ほか、ございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第13号「平成31年度西知多医療厚生組合病院事業会計予算」について、原案に賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本日の定例会に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。

ここで管理者から発言の申し出がありましたので、この際これを許します。

管理者（鈴木淳雄）

議長のお許しを得ましたので、第1回定例会の閉会に当たり、一言お礼を申し上げます。

本日は、慎重に御審議をいただき、御議決を賜りましたことに、厚くお礼を申し上げます。

先ほど、一般質問等でいただきました御要望、御意見を十分検討いたしまして、今後の運営に生かしていきたいと思っております。議員各位におかれましては、一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

議長（富田一太郎）

これをもちまして、平成31年第1回西知多医療厚生組合議会定例会を閉会いたします。

終始御協力、ありがとうございました。

(2月14日 午後4時48分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成31年2月14日

西知多医療厚生組合議会 議長 富田 一太郎

3番署名議員 田中 雅章

12番署名議員 勝崎 泰生